

電子申告研修会(所得税編)

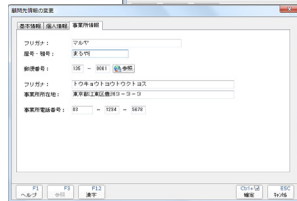
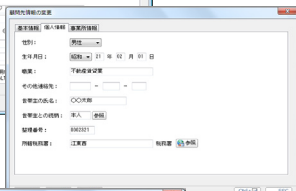
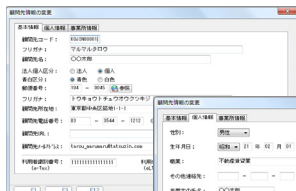
[平成25年度] 2014年1月

NTT DATA

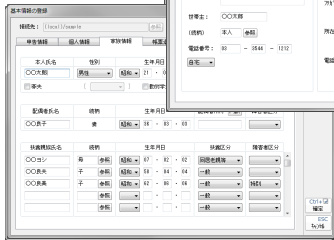
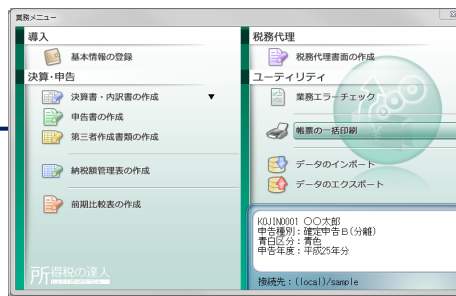
1. 電子申告の事前準備	所得税電子申告をスムーズに行っていただくための準備作業
2. 所得税の達人(平成25年分版)の改変点	所得税の達人(平成25年分版)の変更点、追加機能
3. 所得税電子申告の流れ	所得税電子申告の作業の流れの確認
4. 所得税の達人の基本操作	電子申告を前提とした、所得税の達人の入力方法
5. 電子申告の手順	電子申告データの作成から送信までの一連の手順
6. 業務処理簿の対応(申請・届出書の達人)	業務処理簿等の作成をサポートしました
7. 達人Cubeの活用	電子申告を効率よく行うための達人Cubeツール群
8. その他	

① 顧問先管理でのデータ整備

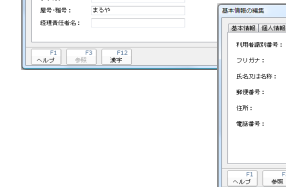
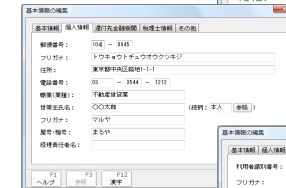
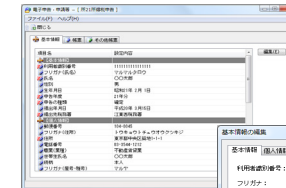
1) 顧問先管理で情報の整理



2) 所得税の達人に業務データの更新



3) 電子申告データへの変換



① 顧問先管理でのデータ整備

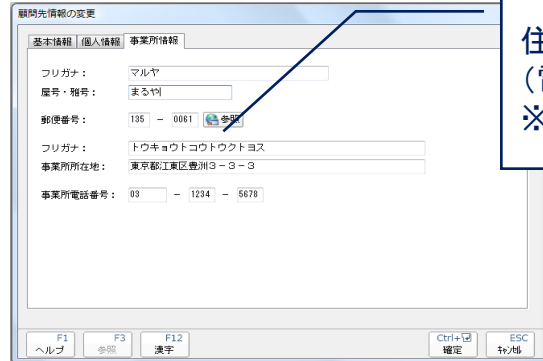
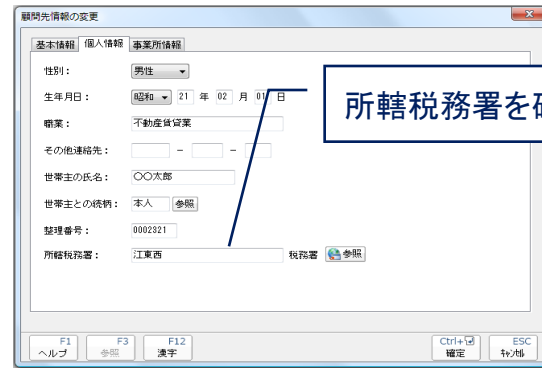
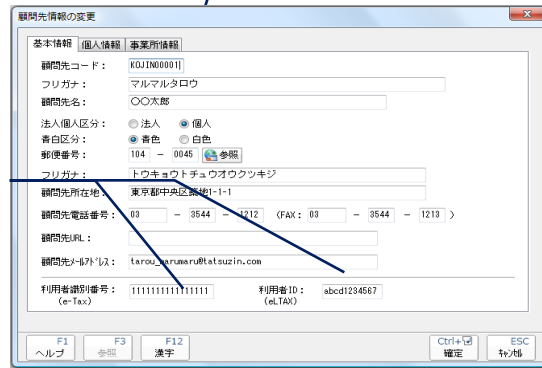
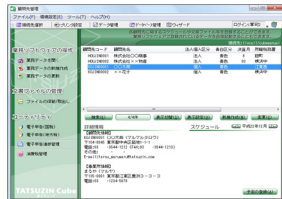
1) 顧問先管理で情報の整理

法人・個人区分を明確に！

所轄税務署を確実に登録(選択)

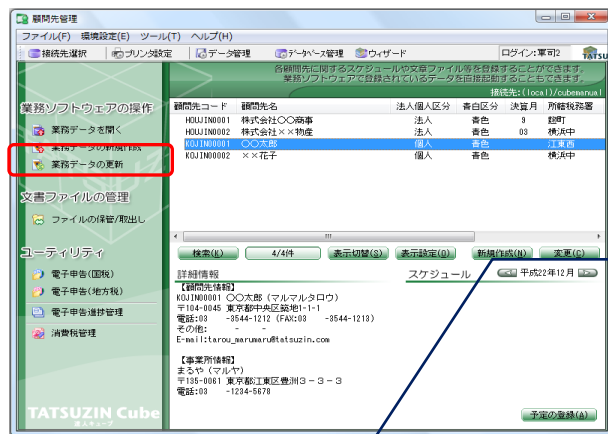
利用者識別番号・利用者IDを正確に登録

住所等は半角でも可
(電子申告データ変換で全角に変換)
※電子申告データ変換後は、全角文字のみ有効

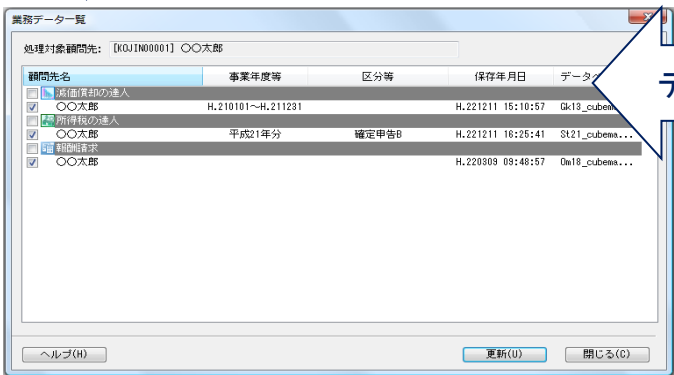


①顧問先管理でのデータ整備

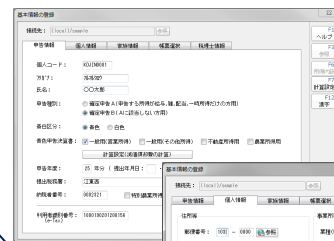
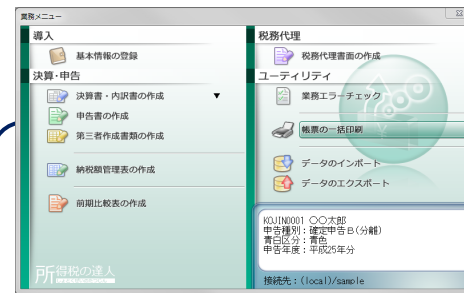
2) 所得税の達人に「業務データの更新」



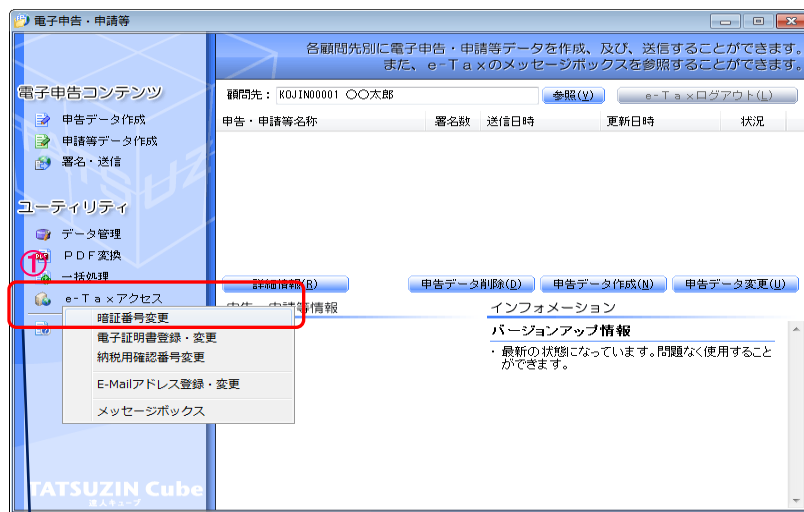
顧問先管理の情報をインストールされている全ての「達人」に一括して更新します。



データの統一化

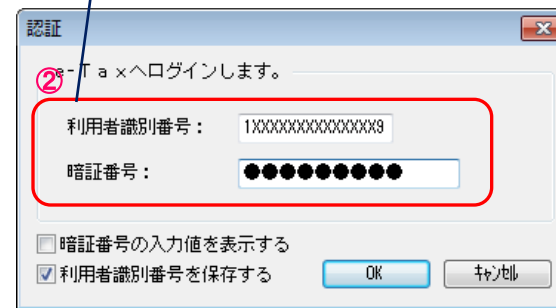


②e-Tax暗証番号の変更処理(個別処理)

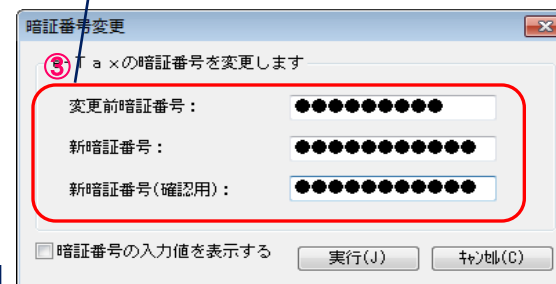


顧問先管理から「電子申告(国税)」を起動します。
①「e-Taxアクセス」-「暗証番号変更」をクリックします。

②変更する顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を入力し、e-Taxセンターにログインします。

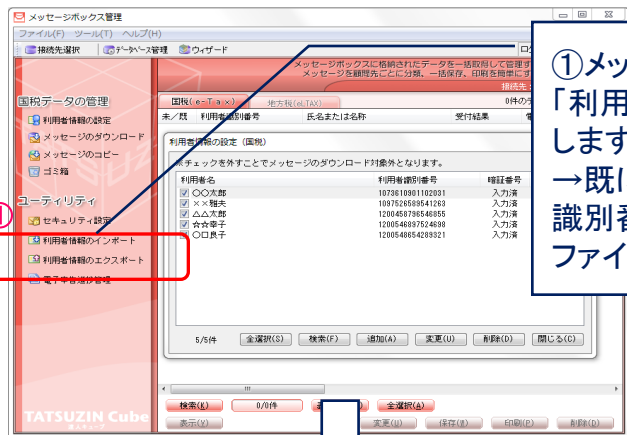


③「変更前暗証番号」「新暗証番号(2回)」を入力し、「実行」します。



※e-Taxの暗証番号は有効期限が3年です。
※顧問先の暗証番号も有効期限前に更新しておく必要があります。

②e-Tax暗証番号の変更処理(メッセージボックス管理による一括変更)

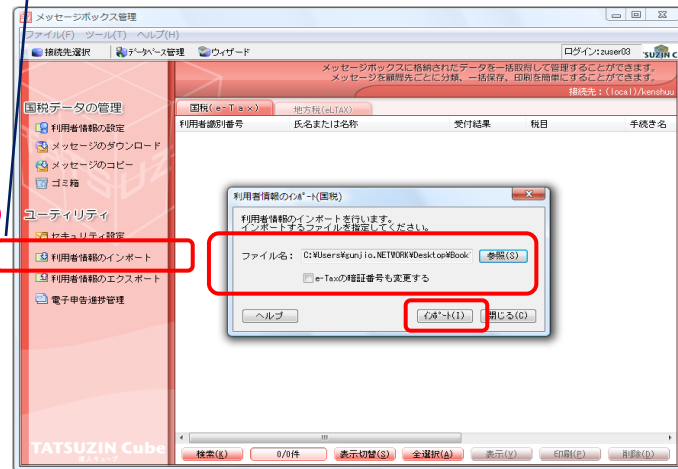


①メッセージボックス管理を起動し、「利用者情報のエクスポート」を選択します。
→既に登録された顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」の一覧がCSVファイルで出力されます。

③メッセージボックス管理を起動し、「利用者情報のインポート」を選択します。
→ファイル名は、暗証番号を更新したCSVファイルを指定します。

利用者識別番号(16桁)	利用者名(1~52文字)	暗証番号(8~50文字)	変更後暗証番号(8~50文字)
1 1073610801102031	〇〇太郎	<DB参照>	<変更しない>
3 1087526589541263	××雅夫	<DB参照>	<変更しない>
4 2073610803102072	株式会社〇〇商事	<DB参照>	<変更しない>
5 2074410107101087	税理士法人税務会計事務所	<DB参照>	<変更しない>
6 20895025600025613	株式会社××物産	<DB参照>	<変更しない>

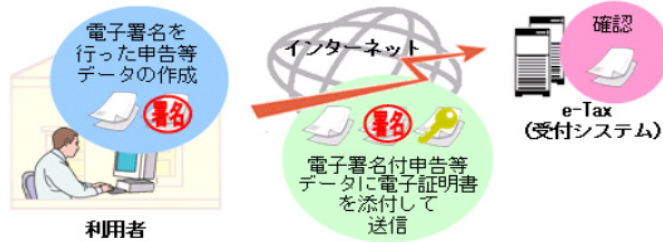
②出力されたCSVのファイルの内、「変更後暗証番号」に新しい「暗証番号」を入力し、保存します。
※この際に、新たに顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を追加登録することも可能です。



※以上の作業でCSVファイルに登録された全ての顧問先について「暗証番号の変更」処理が完了します。

③電子証明書の変更処理(第3世代ICカードの登録)

新しい電子証明書を使用する場合は、必ず電子証明書の登録・変更を行います。



利用者

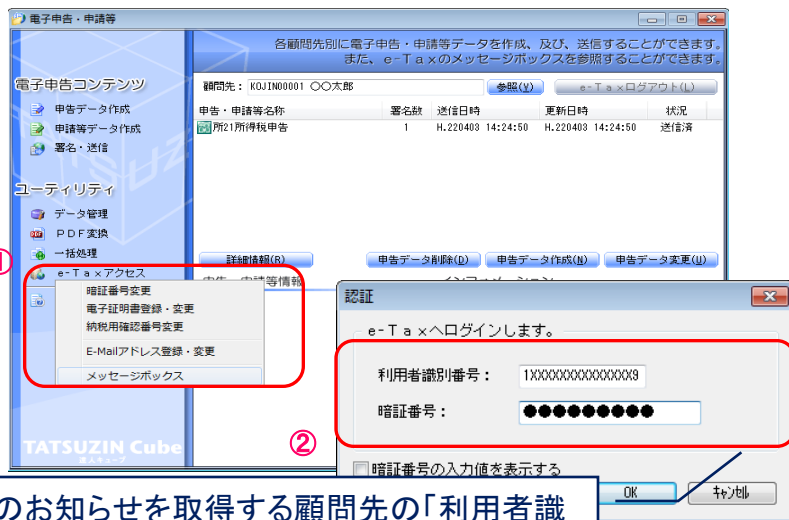
②必要事項を入力します。

顧問先管理から「電子申告(国税)」を起動します。
①「e-Taxアクセス」、「電子証明書の登録・変更」をクリックします。

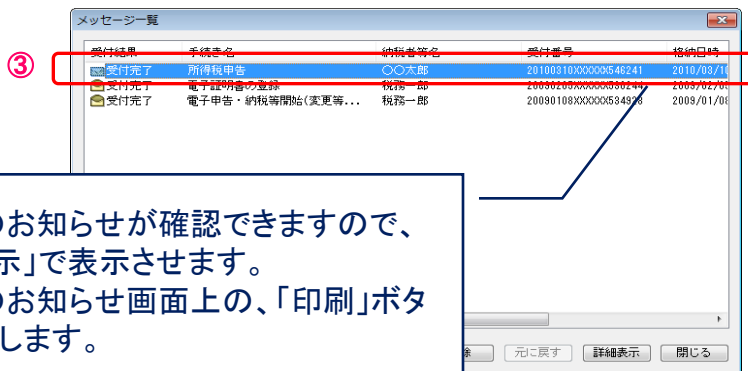
第3世代税理士ICカードから、変更になっている。

③「ICカードを利用」、認証局サービス名「日税連 税理士用電子証明書」を選択し、「確定」します。

④ 申告のお知らせの取得 (個別処理)



② 申告のお知らせを取得する顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を入力し、e-Taxセンターにログインします。



③ 申告のお知らせが確認できますので、「詳細表示」で表示させます。
→ 申告のお知らせ画面上の、「印刷」ボタンで印刷します。

1/1 ページ

国税電子申告・納税システム-SU00S240 申告のお知らせ

利用者識別番号
1030011401200678
コウセイ タロウ様

NNNNN 税務署長

所得税、消費税及び地方消費税の確定申告について

のご案内は「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出された方全員に送信させていただきます。なお、確定申告がお済みの方にも送信させていただきます。

◆ 平成XX年分の確定申告期間等は次のとおりです。
なお、申告書データの送信に際しては、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)で利用可能時間、運転状況等について事前に確認いただきたくお願いいたします。

	確定申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	平成22年2月16日(火) ～平成22年3月15日(月)	平成22年3月15日(月)	平成XX年XX月XX日(×)
消費税及び地方消費税	平成22年1月 ～平成22年3月31日(水)	平成22年3月31日(水)	平成XX年XX月XX日(×)

(注) 1 所報税の還付申告は、平成22年2月15日(月)以前でも送信することができます。
2 消費税及び地方消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、12月31日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。

以下の重要なお知らせについては、平成XX年XX月XX日時点の情報を表示しています。

- ◆ 所得税に関する事項
 - 申告の種類 : 青色
 - 予定納税額 : 該当なし
- ◆ 消費税及び地方消費税に関する事項
 - 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 : 提出あり
 - 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 : 提出なし
 - 中間納付税額 : 9,999,999,999,999円
 - 中間納付課税割額 : 9,999,999,999,999円

※ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超

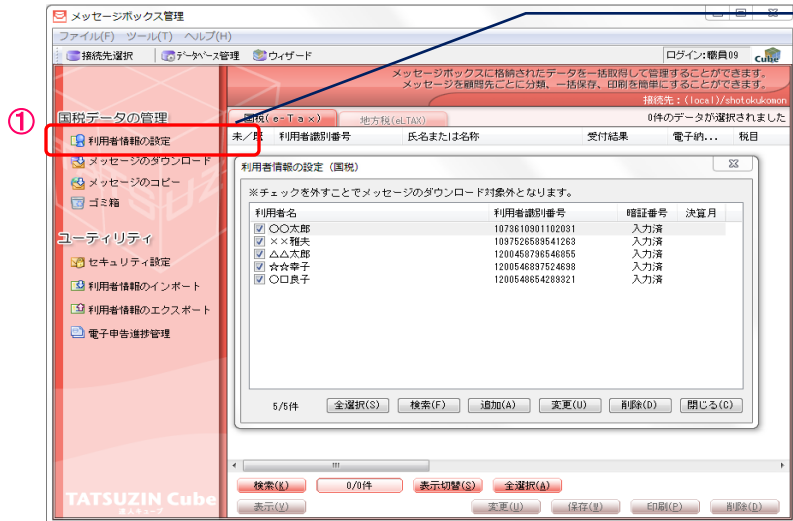
※ 申告のお知らせには、

- ・ 申告所得税予定納税額
- ・ 消費税中間納付額
- ・ 消費税特例制度選択届提出状況
- ・ 振替納税届出済み口座番号 等が印刷されます。

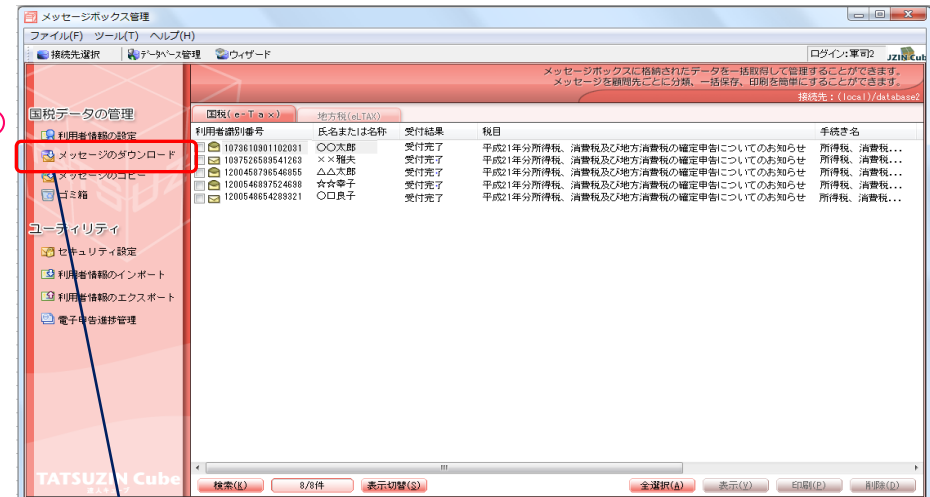
※ 申告のお知らせは、顧問先のメッセージボックスにのみ配布されます。

※ 申告のお知らせは、毎年1月20日頃配布されます。

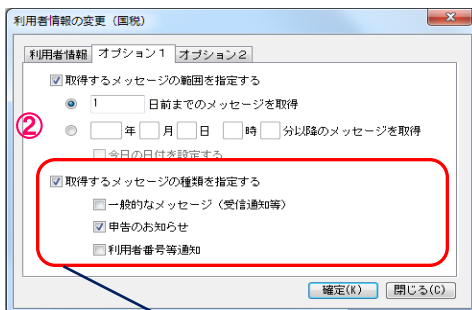
④申告のお知らせの取得(メッセージボックス管理による一括処理)【有料サービス】



①利用者情報の設定に顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を全て登録します。
※顧問先用にデータベースを作成するとよいでしょう。



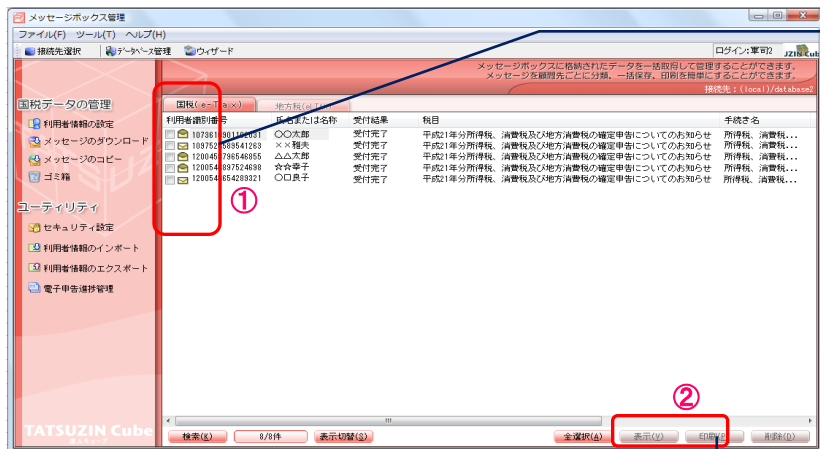
③「メッセージのダウンロード」を行うと「申告のお知らせ」が一括で取得できます。
※「全選択」→「印刷」で一括印刷が可能です。



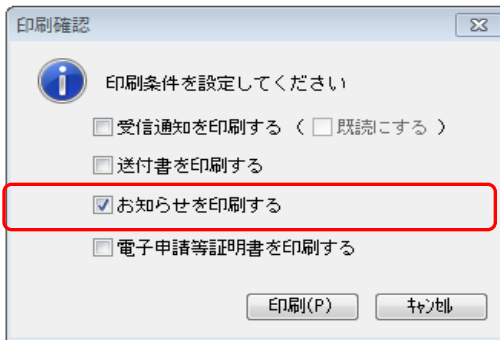
②利用者情報の設定[オプション1]の内、取得するメッセージを「申告のお知らせ」のみにチェックします。
※全ての顧問先の利用者情報について行います。

④申告のお知らせの取得(メッセージボックス管理の活用)【有料サービス】

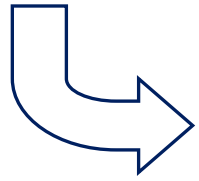
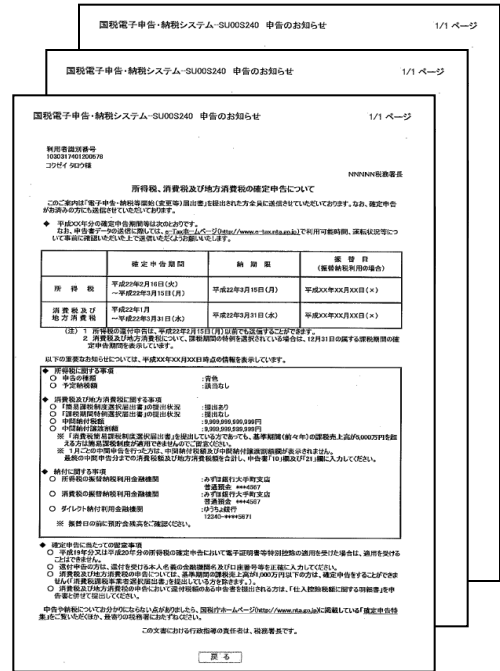
■取得した申告のお知らせを一括印刷できる。



①取得したデータのうち、一括印刷するデータを指定します。
※[全選択]ボタンを活用します。



②[印刷]ボタンを押すと、「印刷確認」が開きますので、「お知らせを印刷する」をチェックし「印刷」します。
※申告のお知らせのみが一括して印刷されます。



①税制改正

1) 復興特別所得税の計算対応

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額】
 支払金額等 × 合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額

2) 高額給与所得者の給与所得控除頭打ちの計算対応

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額となりました。

3) 特定役員退職手当等に対する退職所得の金額の計算についての計算対応

役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等に係る退職所得の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

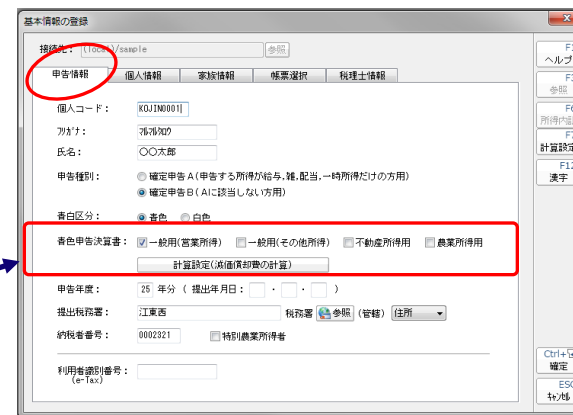
②機能改善

1) 帳票追加 「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】」

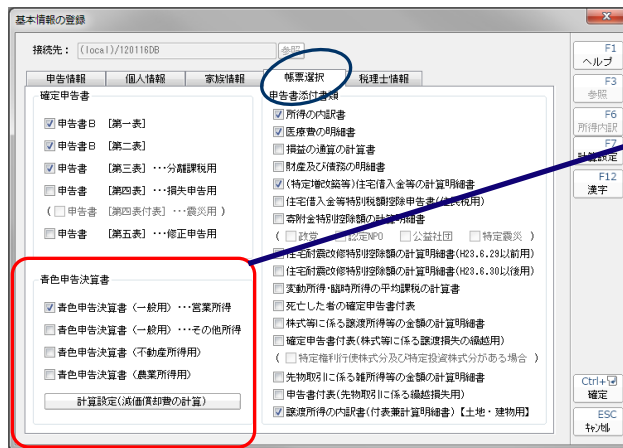
2) 「新規登録／基本情報の登録」画面の変更

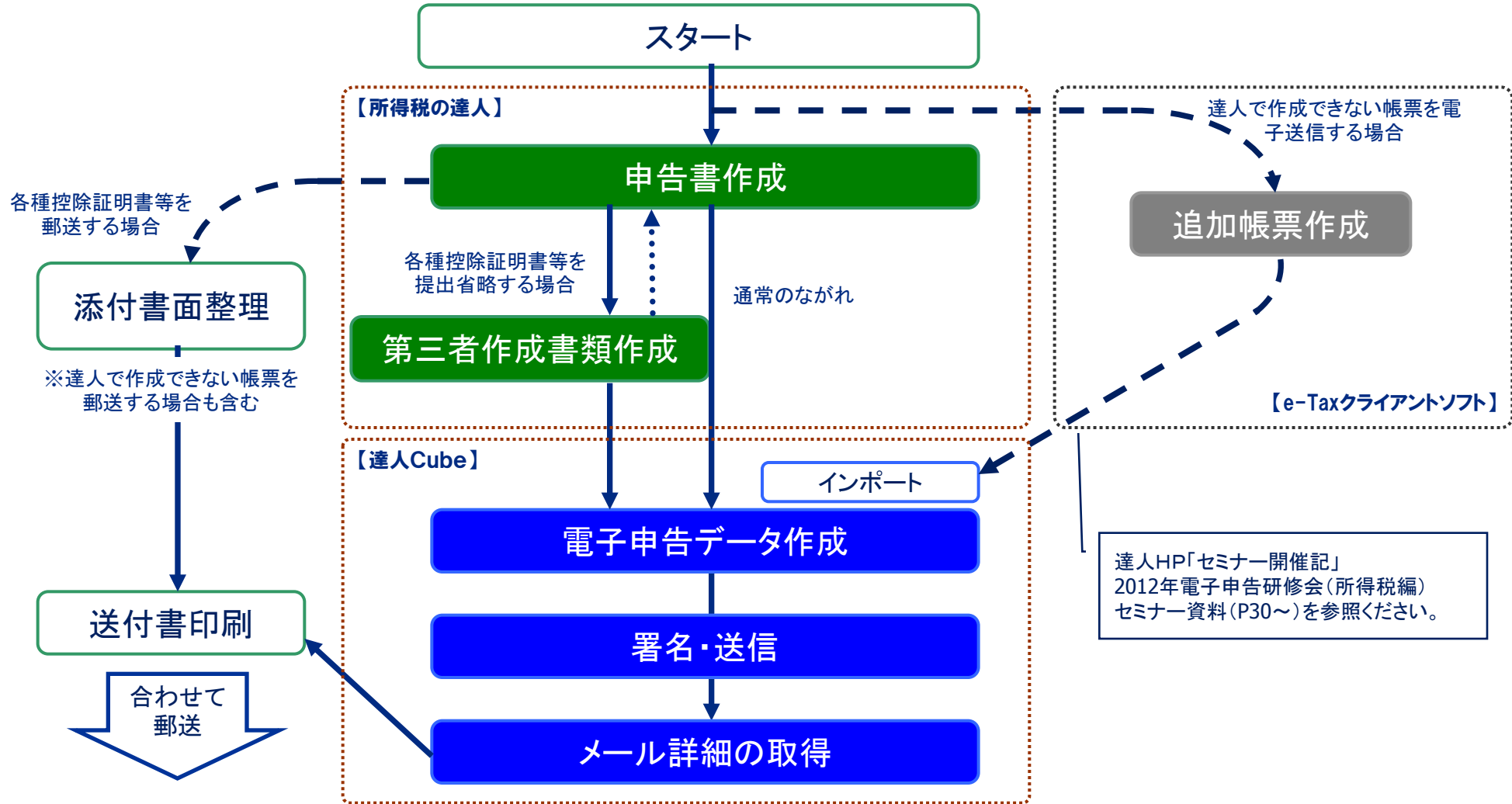
「帳票選択」タブの画面が変更されました。

【所得税の達人(平成25年版)】



【所得税の達人(平成24年度版)】





① 所得税の達人の基本操作

■ 帳票間のデータ連携の特性を知る。

江東西 税務署長 平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0029

住所 〒103-0000 東京都中央区築地1-1-1

氏名 ○太郎

性別 男

生年月日 3210201

電話番号 03-3544-1212

収入印 (単位は円) 種類 種類 損失 修正

事業等	51400000
農業	
不動産	
配当	800000
雑(その他)	200000
事業等	7735813
農業	

所得データの登録 - 【総合課税】配当

所得の内訳書より転記 手入力

種目 入力 所得の生ずる場所又は支払者の名称 入力

株式の配当 千代田区麹町2-3株式会社NTT工業

源泉徴収税額 80,000 所得金額 80,000

■配当所得の内訳

特定証券投資信託 外貨建以外 外貨建 外国配当等 剰余金の配当等

※「所得データの登録」は、手入力を使わず「所得の内訳書より転記」を使用する。

所得の内訳書

住所 東京都中央区築地1-1-1

氏名 ○太郎

(平成25年分)

所得の種類	所得の種類	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地 氏名・名称 電話番号	所得の基となる減価の率	収入金額	所得税及び復興特別所得税		支払確定年月
					所得税	復興特別所得税	
配当	株式の配当	千代田区麹町2-3株式会社NTT工業 (電話) 03-1212-1212		80,000	16,000		25 06
小計				80,000	16,000		
給与	給料	川崎市川崎区西草町324-1株式会社達人産業 (電話) 044-111-2222		6,000,000	790,000		
給与	報酬	千代田区一ツ橋1-1達人リソース株式会社 (電話) 03-3214-4161		12,000,000	860,000		
小計				18,000,000	1,650,000		
雑(その他)	原稿料	千代田区大塚町1-1株式会社NTT出版 (電話) 03-1111-1111		200,000	20,000		
小計				200,000	20,000		

源泉徴収票 国民年金保険料の支払証明書を添付しなければならぬ

① 所得税の達人の基本操作

■ 帳票間のデータ連携の特性を知る。

○ 特別適用条文等

○ 雑所得(公的年金等以外) 総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	株式等からの配当(株主優待等)・雑所得	80,000		80,000
雑所得	不動産収入(雑所得)・雑所得	200,000	200,000	

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度	専従者給与(控除)額
○和夫	子	12月・専従事務、営業	3,500,000
○和美	子	12月・専従事務、営業	3,500,000

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所	配当に関する住民税の特例
田中次郎	子	24-04-04		非居住者の特例
鈴木和子	子	22-12-12		配当割額控除額

※「事業専従者に関する事項」は、「取込」を使用する。

事業専従者の一覧

氏名	生年月日	続柄	従事月数・程度/仕事の内容	専従者給与(控除)額
○和夫	S81-05-08	子	12月・専従事務、営業	3,500,000

取込

給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得後の源泉徴収額
田中次郎	24	23	3,600,000	900,000	4,500,000	229,200
鈴木和子	22	12	2,000,000	500,000	2,500,000	170,880
計			5,782,000	1,400,000	7,182,000	400,080

事業専従者の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得後の源泉徴収額
○和夫	子	21	12	3,000,000	500,000	3,500,000	170,880
計			3,000,000	500,000	3,500,000	170,880	

○ 貸倒引当金繰入額の計算

金額	円
① 属別評価による本年分繰入額	2,800,000
② 一括評価による本年分繰入額	4,550,000
③ 本年分の貸倒引当金繰入額	7,350,000
④ 本年分の貸倒引当金繰入額	5,950,000
⑤ 本年分の貸倒引当金繰入額	2,040,000
⑥ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,930,000
⑦ 本年分の貸倒引当金繰入額	2,050,000
⑧ 本年分の貸倒引当金繰入額	2,380,000
⑨ 本年分の貸倒引当金繰入額	2,880,000
⑩ 本年分の貸倒引当金繰入額	3,150,000
⑪ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑫ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑬ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑭ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑮ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑯ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑰ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑱ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑲ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
⑳ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉑ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉒ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉓ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉔ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉕ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉖ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉗ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉘ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉙ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉚ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉛ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉜ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉝ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉞ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㉟ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊱ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊲ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊳ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊴ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊵ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊶ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊷ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊸ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊹ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊺ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊻ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊼ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊽ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊾ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000
㊿ 本年分の貸倒引当金繰入額	1,600,000

○ 青色申告特別控除額の計算

金額	円
① 本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	8,385,813
② 青色申告特別控除前の所得金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	8,385,813
③ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
④ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑤ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑥ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑦ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑧ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑨ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑩ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑪ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑫ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑬ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑭ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑮ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑯ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑰ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑱ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑲ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
⑳ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉑ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉒ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉓ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉔ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉕ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉖ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉗ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉘ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉙ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉚ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉛ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉜ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉝ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉞ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㉟ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊱ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊲ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊳ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊴ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊵ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊶ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊷ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊸ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊹ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊺ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊻ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊼ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊽ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊾ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000
㊿ 青色申告特別控除額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	650,000

※以下のデータの同期についてチェックをする。

- 1) 会計ソフトの決算書データが変更になった場合の所得税の達人とのデータ連動
- 2) 決算書の記載事項と申告書のデータ連動

② 第三者作成書類の作成

■ 第三者作成書類の作成を意識し、「所得の内訳書」を使用する。

所得税の達人「所得の内訳書」

第三者作成書類「源泉徴収票」

氏名 ○○太郎

(平成25年分)

所得の種類	種目	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号	所得の基となる資産の種類	収入金額 (所得の種類別所得金額の源泉徴収税額を差し引いた金額)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	支払確定年月又は支払月
配当	株式の配当	千代田区錦町2-2 株式会社N T T 工業 (電話) 03-1212-1212		80,000	16,000	25 06
小計				80,000	16,000	
給与	給料	川崎市川崎区西幸町324-1 株式会社産人産業 (電話) 044-1111-2222		6,000,000	780,000	
給与	報酬	千代田区一ツ橋1-1 法人サービス株式会社 (電話) 03-3214-4181		12,000,000	880,000	
小計				18,000,000	1,660,000	
雑(その他)	原稿料	千代田区大手町1-1 株式会社N T T 出版 (電話) 03-1111-1111		200,000	20,000	
小計						

の支払内訳書と申

所得税の達人「申告書第二表」

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
配当	株式の配当 千代田区錦町2-2株式会社N T T 工業	80,000	16,000
給与	給料 川崎市川崎区西幸町324-1株式会社産人産業 他1件	18,000,000	1,660,000
雑(その他)	原稿料 千代田区大手町1-1株式会社N T T 出版	200,000	20,000
小計			

○特別適用メニュー等

○雑所得(公的年金等以外) 総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	株式の配当 千代田区錦町2-2株式会社N T T 工業	80,000		80,000
雑(その他)	原稿料 千代田区大手町1-1株式会社N T T 出版	200,000		200,000

平成25年分 給与所得の源泉徴収票の記載事項

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	氏名又は住所
氏名	住所	氏名	住所
○太郎	川崎市川崎区西幸町324-1	○太郎	川崎市川崎区西幸町324-1
○太郎	川崎市川崎区西幸町324-1	○太郎	川崎市川崎区西幸町324-1

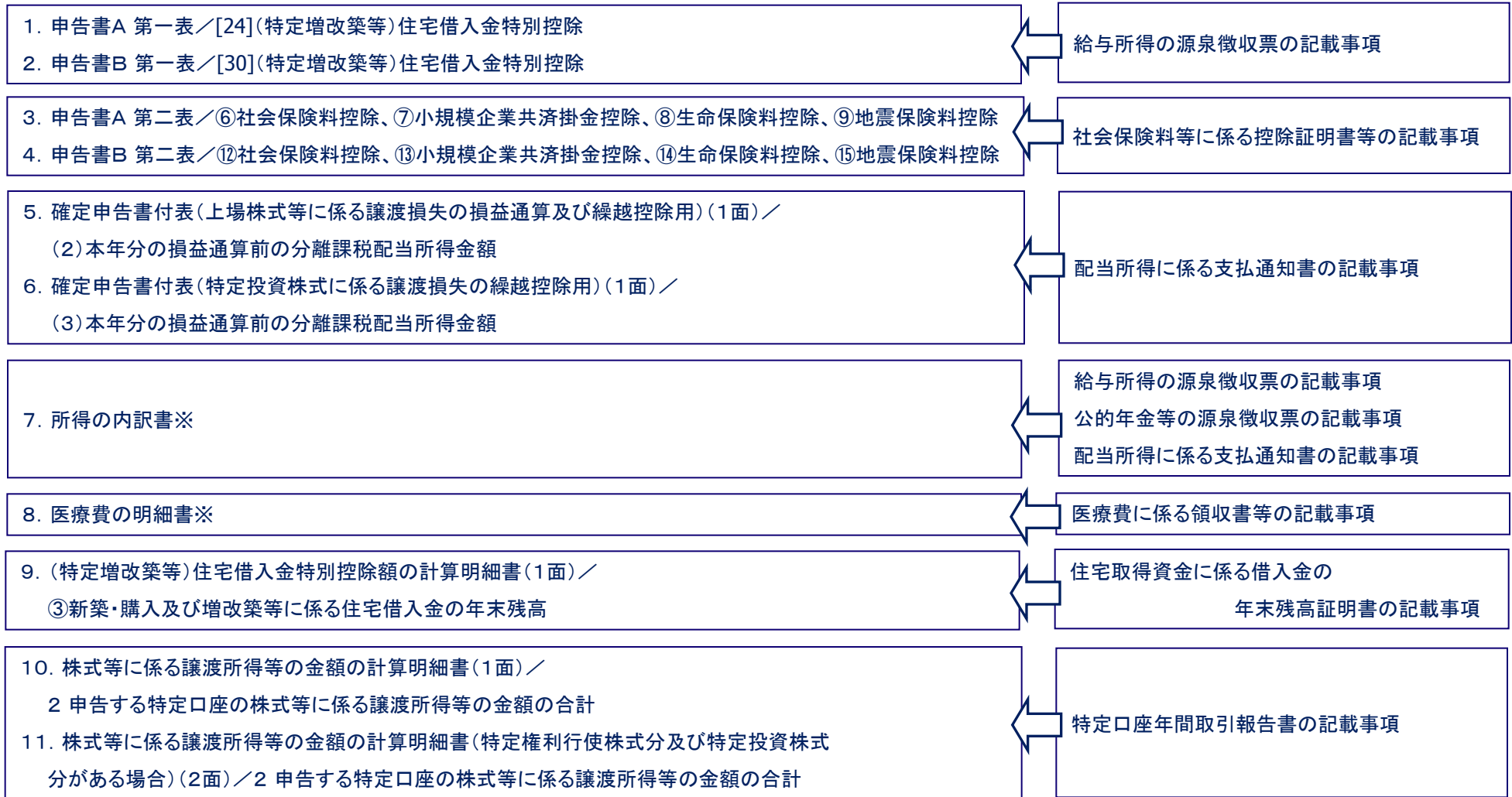
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
支払金額	6,000,000			
給与所得控除後の金額		1,200,000		
所得控除の額の合計額			780,000	
源泉徴収税額				780,000

※所得の内訳書が作成されていれば、そのデータが優先的に取り込まれる。

※申告書第二表は、「帳票設定」で「先頭行で【所得の内訳書参照】を表示」を指定する。
→文字数オーバー等のエラーを回避する。

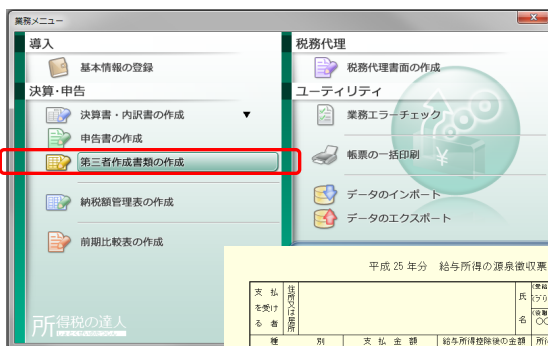
③【機能追加】第三者作成書類からの申告書作成

■ 第三者作成書類を作成し、そのデータを申告書等に転記します。



③【機能追加】第三者作成書類からの申告書作成

■源泉徴収票等の記載事項から「所得の内訳書」を作成します。



平成 25 年分 給与所得の源泉徴収票の記載事項

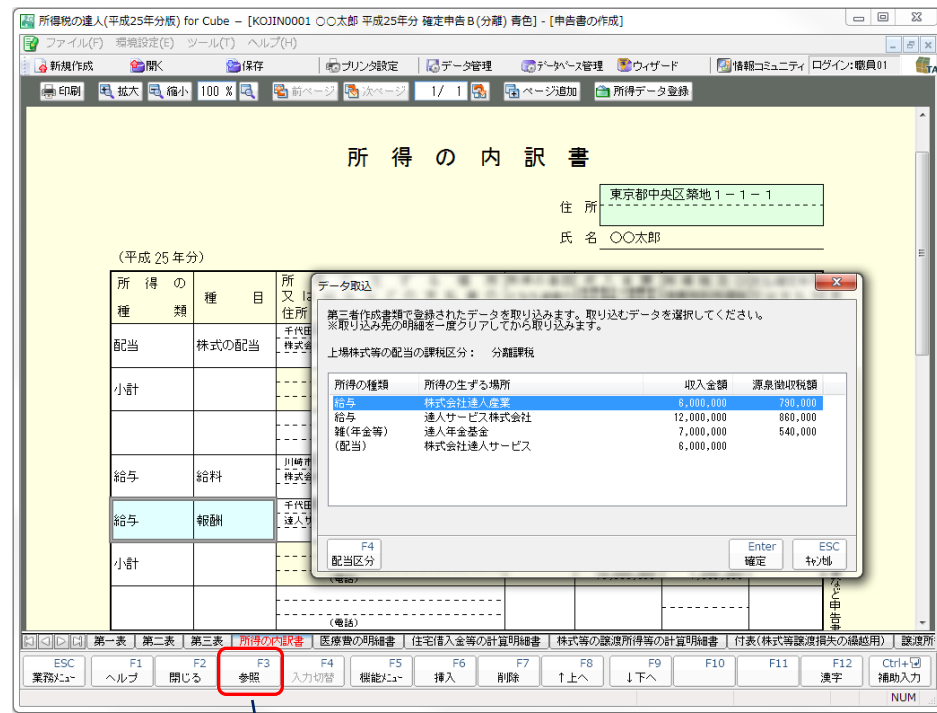
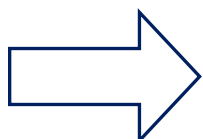
氏名	氏名(漢字)	氏名(フリガナ)	氏名(ローマ字)	住所	生年月日	勤続年数	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
〇〇太郎	〇〇太郎	〇〇太郎	〇〇太郎	東京都中央区築地 1-1-1	1980.01.01	10	1,250,000	780,000

平成 25 年分 社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項

氏名	氏名(漢字)	氏名(フリガナ)	氏名(ローマ字)	住所	生年月日	勤続年数	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
〇〇太郎	〇〇太郎	〇〇太郎	〇〇太郎	東京都中央区築地 1-1-1	1980.01.01	10	1,250,000	780,000

平成 25 年分 配当所得に係る支払通知書の記載事項

支払金の名称	金額(円)	源泉徴収税額(円)	支払の取扱者の名称
株式会社〇〇サービス	6,000,000	1,200,000	〇〇太郎

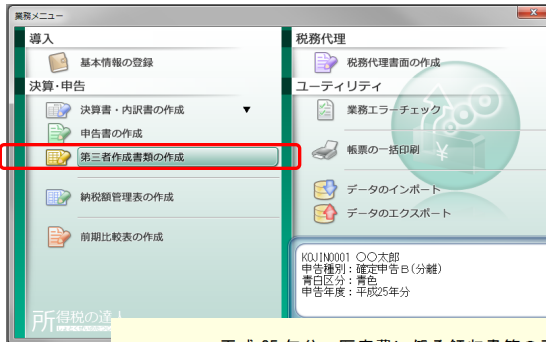


申告書の作成画面の該当欄で、[F3参照]する。

※作成された「所得の内訳書」から申告書に転記されます。(当レジュメP17参照)

③【機能追加】第三者作成書類からの申告書作成

■医療費に係る記載事項から「医療費の明細書」を作成します。

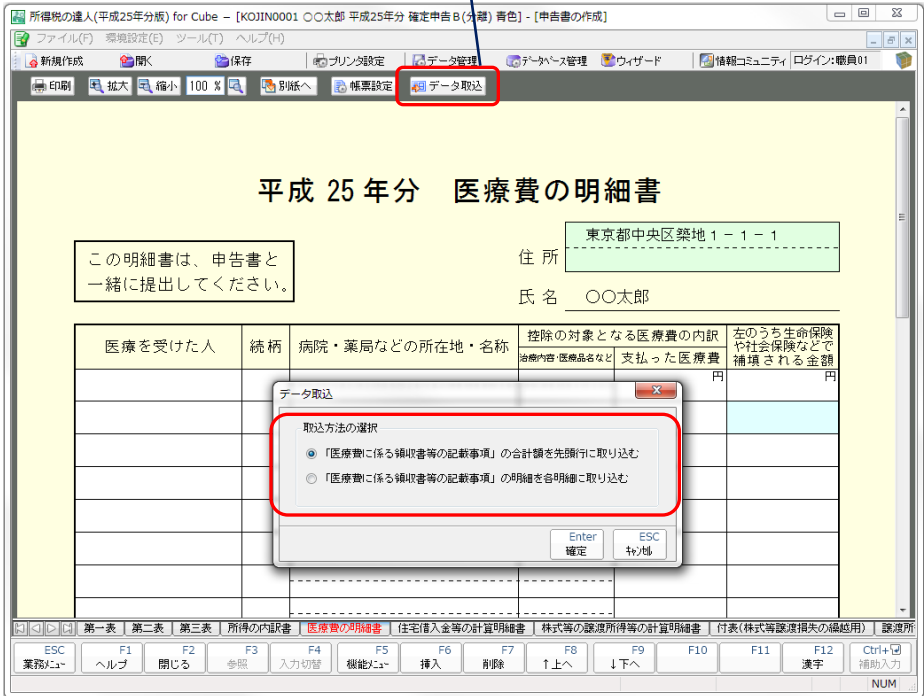
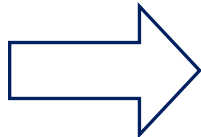


申告書の作成画面の該当欄で、[データ取込]する。

平成 25 年分 医療費に係る領収書等の記載事項

氏名 ○○太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳 <small>医療費内訳・医療品名など</small>	支払った医療費 <small>円</small>	左のうち生命保険 や社会保険などで 補填される金額 <small>円</small>
○○太郎	本人	東京都千代田区一ツ橋2-2-2 デジタルクリニック達入		120,000	
○○良夫	子	東京都千代田区3-3-3 達人総合病院		130,000	50,000



⑤ 納税管理表の活用

■ 住民税、所得税予定納税額及び事業税が計算される、顧問先サービスツール

■ 所得税計算シート

区分	金額
① 予定納税基準所得金額	18,995,842
② 所得から差し引かれる金額	3,473,950
③ 課税される所得金額(①-②)	15,521,000
④ 課税される所得金額に対する税額	3,585,930
⑤ 配当、住宅借入金、住宅附属、政党等寄附金、投資・リース税額等の控除	264,000
⑥ 差引総所得税額(④-⑤)	3,321,930
⑦ 外国税額控除額	0
⑧ 再差引所得税額(⑥-⑦)	3,321,930
⑨ ①に係る源泉徴収税額	759,000
⑩ 予定納税基準額(⑧-⑨)	2,562,900

■ 住民税計算シート

区分	金額	区分	金額
総合課税の所得(配当以外)	19,355,342	雑損	
配当(総合課税の配当所得)	80,000	医療費	
配当(住民税課税配当所得)		社会保険料	
総合課税の所得計	19,435,342	小規模企業共済掛金	
短期譲渡(一般)		生命保険料	
”(軽減)		地震保険料	
長期譲渡(一般)	5,109,800	寡婦・寡夫	
”(特定)		勤労学生	
”(軽減)		障害者	
株式等の譲渡(未公開)	2,314,700	配偶者特別控除	
株式等の譲渡(上場)		扶養	
上場株式等の配当		基礎	330,000
先物取引		合計	3,061,960
山林			
退職			

■ 事業税計算シート(事業月数: 12月 期間: 1月1日 ~ 12月31日)

区分	金額
① 事業所得金額(営業等)	8,970,150
② 不動産所得金額(損益通算の特例適用前)【課税】	-2,034,308
③ 合計(①+②)	6,935,842
④ 所得税の事業専従者控除	6,640,000
⑤ 所得税の青色申告特別控除	0
⑥ 事業税の事業専従者控除	6,640,000
⑦ 非課税所得金額等	
⑧ 差引所得金額(③+④+⑤-⑥-⑦)	6,935,842
⑨ 所得税の繰越控除額	0
⑩ ⑧の調整額	
⑪ 事業用資産の譲渡損失控除額	
⑫ 事業主控除額	2,900,000
⑬ 控除額合計(⑧+⑩+⑪+⑫)	2,900,000
⑭ 課税標準額(⑧-⑬)	4,035,000
⑮ 税率【第1種事業】	5.000 %
⑯ 事業税額	201,700

※平成 24 年12月現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

※総合課税の所得割税率は、区分名[総合課税の所得]をクリックすると変更できる。
※均等割額は、各地域の税額を入力する。

※所得税予定納税額は、平成25年度税制に従い計算します。

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割		3,000	1,000	4,000
総合課税の所得	16,373,000	982,380	654,920	1,637,300
短期譲渡				
長期譲渡	5,109,000	153,270	102,180	255,450
株式等の譲渡	2,314,000	69,420	46,280	115,700
上場株式等の配当				
先物取引				
山林				
退職				
計(②~⑤)	23,796,000	1,205,070	803,380	2,008,450
(内給互分)	8,918,000	538,000	357,700	
調整控除額		1,500	1,000	
配当控除額		640	480	
住宅借入金等特別税額控除額		0	0	
寄附金税額控除額		39,396	26,264	
外国税額控除額				
免税額				
災害減免額				
差引所得割額		1,163,534	775,636	
配当割額控除額				
株式等譲渡所得割額控除額				
合計		1,166,500	776,600	

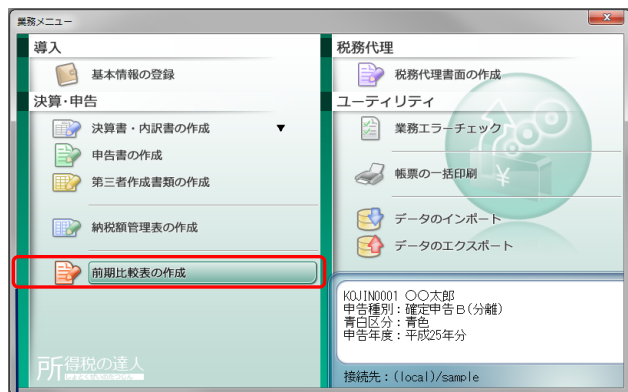
総合課税の所得割税率

総合課税の所得割	税率
市町村民税	<input type="checkbox"/> 入力 6.000 %
都道府県民税	<input type="checkbox"/> 入力 4.000 %

F1 ヘルプ Ctrl+F1 確定 ESC キャンセル

⑥前期比較表の活用

■「前期比較表」でより確実な検算体制を作る。



※前年の申告書と当年分の申告書のデータを併記し、比較することができます。
 →業務エラーチェックと併用することで、より確実な検算体制が確立できます。

平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の前期比較表

個人コード：KOJIN0001
 氏名：○○太郎

項目		平成 24 年	平成 25 年	項目		平成 24 年	平成 25 年
収入金額等	事業			税	課税される所得金額	15,260,000	
	営業等	48,500,000	51,400,000		上の所得金額に対する税額	3,499,800	5,244,500
	農業				配当控除	6,000	4,000
	不動産				投資・リース税額等控除		
	利子				(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	300,000	300,000
	配当	120,000	80,000		政党等寄附金等特別控除		
	給与	15,000,000	18,000,000		住宅前妻衣類特別控除 住宅障害控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除		
	雑				差引所得税額	3,193,800	4,940,500
	公的年金等				災害減免額		
	その他		200,000		再差引所得税額	3,193,800	4,940,500
総合譲渡			計	復興特別所得税額		103,750	
短期				所得税及び復興特別所得税の額	3,193,800	5,044,250	
長期				外国税額控除			
一時				(納期は災害減免額、外国税額控除)			
事業	6,890,000	7,735,813		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	1,289,600	1,686,000	
営業等				所得税及び復興特別所得税の申告納税額	1,904,200	3,358,200	
農業				所得税及び復興特別所得税の予定納税額			
不動産				所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	1,904,200	3,358,200	
利子				運付される税金	△	△	
配当	120,000	80,000		その他	配偶者の合計所得金額		
給与	12,550,000	15,550,000	専従者給与(控除)額の合計額		3,500,000	3,500,000	
雑		200,000	青色申告特別控除額		650,000	650,000	
総合譲渡・一時			雇所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額の合計額			20,000	
合計	19,580,000	23,585,813	未納付の所得税及び復興特別所得税				
雑損控除							
医療費控除	100,000	100,000					

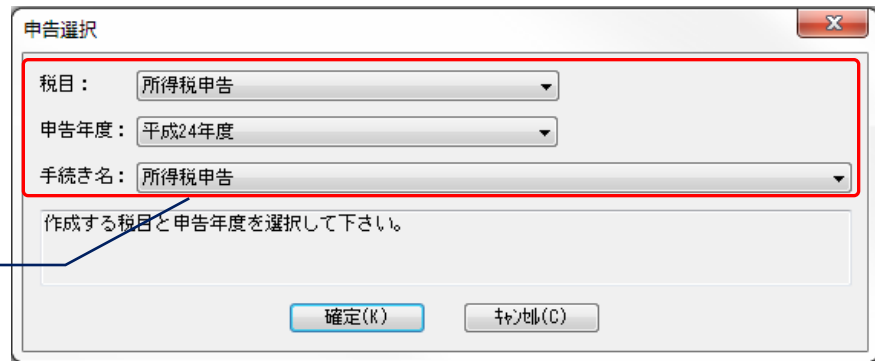
① 電子申告データの作成

■ 達人Cube電子申告機能(国税)を起動し、電子申告用のデータを作成します。



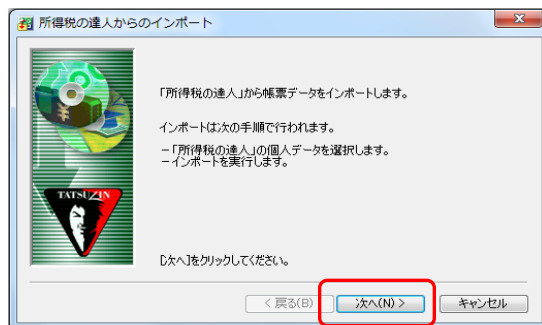
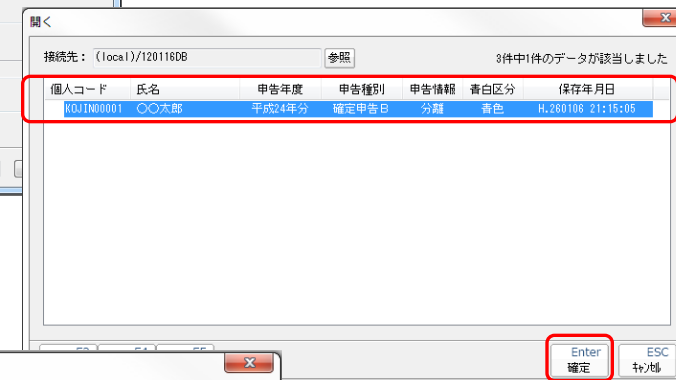
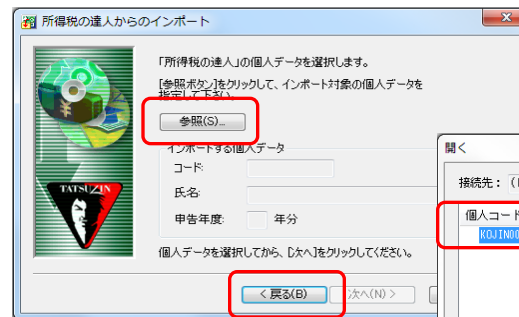
所得税の申告書の提出は、「電子申告」

税目は、「所得税申告」
申請等年度は、「平成25年度」
手続き名は、「所得税申告」
を選択する。



①電子申告データの作成

■達人Cube電子申告機能(国税)を起動し、電子申告用のデータを作成します。



所得税の達人から「業務データの取込み」を行う。

取込むデータは「参照」一覧から選択する

①電子申告データの作成(エラーの対処方法)

■エラーが発生した場合は、所得税の達人に戻って修正する。

取込み帳票一覧

帳票名称	状態	業務	動作
平成 年分の所得税の申告書B	正常		追加
平成 年分の所得税の確定申告書付表(上場株式...)	正常		追加
平成 年分青色申告決算書(一般用)	エラー(値不正)		追加
平成 年分青色申告決算書(不動産所得用)	正常		追加

エラー詳細

項目名	値	エラー理由
平成 年分青色申告決算書(一般用) (1ページ)		
2ページ目		
給料賃金の内訳R-給料賃金明細行 繰り越し-従...	24	入力範囲エラー...

所得税の達人「決算書」画面

平成 24 年分

フリガナ 田中次郎 氏名 ○○太郎

F A 0 2 0 7

0 0 0 0 2 3 2 1

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用	月	売上(収入)金額	仕入金額
	1	7,350,000	2,020,000
	2	4,700,000	1,530,000
	3	2,800,000	1,970,000
	4	4,550,000	2,300,000
	5	4,450,000	1,800,000
	6	7,850,000	2,040,000
	7	5,950,000	1,930,000
	8	4,000,000	2,050,000
	9	3,000,000	2,380,000
	10	2,000,000	2,880,000
	11	3,150,000	2,150,000
	12	1,600,000	1,300,000
	計	51,140,000	24,435,000

○給料賃金の内訳

氏名	年	月	日	給料	賞与	合計	源泉徴収税額
田中次郎	24	12		3,600,000	900,000	4,500,000	229,200
鈴木和子	22	12		2,000,000	500,000	2,500,000	170,880
計				5,782,000	1,400,000	7,182,000	400,080

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年	月	日	給料	賞与	合計	源泉徴収税額
〇〇和夫	子	21	12		3,000,000	500,000	3,500,000	170,880
計					3,000,000	500,000	3,500,000	170,880

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引」の「貸倒引当金の繰入」の項を参照してください。)

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引」の「青色申告特別控除」の項を参照してください。)

平成 24 年分

フリガナ 鈴木太郎 氏名 ○○太郎

F A 0 2 0 7

0 0 0 0 2 3 2 1

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用	月	売上(収入)金額	仕入金額
	1	7,350,000	2,020,000
	2	4,700,000	1,530,000
	3	2,800,000	1,970,000
	4	4,550,000	2,300,000
	5	4,450,000	1,800,000
	6	7,850,000	2,040,000
	7	5,950,000	1,930,000
	8	4,000,000	2,050,000
	9	3,000,000	2,380,000
	10	2,000,000	2,880,000
	11	3,150,000	2,150,000
	12	1,600,000	1,300,000
	計	51,140,000	24,435,000

○給料賃金の内訳

氏名	年	月	日	給料	賞与	合計	源泉徴収税額
田中次郎	24	12		3,600,000	900,000	4,500,000	229,200
鈴木和子	22	12		2,000,000	500,000	2,500,000	170,880
計				5,782,000	1,400,000	7,182,000	400,080

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年	月	日	給料	賞与	合計	源泉徴収税額
〇〇和夫	子	21	12		3,000,000	500,000	3,500,000	170,880
計					3,000,000	500,000	3,500,000	170,880

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引」の「貸倒引当金の繰入」の項を参照してください。)

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引」の「青色申告特別控除」の項を参照してください。)

※[エラー詳細]及び[プレビュー]でエラーの内容を把握したら、所得税の達人に戻って修正する。
→再度、電子申告データの変換作業を行う。

① 電子申告データの作成(注意点)

- 電子申告データのうち、「市区町村コード」を確認する。

The screenshot shows the '電子申告・申請等' (Electronic Declaration/Request) application window. The '基本情報' (Basic Information) tab is active, and the '個人情報' (Personal Information) section is expanded. A red box highlights the '基本情報' button (1). Another red box highlights the '個人情報' section (2). A third red box highlights the '住所(納税地)' field and the '市区町村' dropdown menu (3). A fourth red box highlights the '市区町村' dropdown menu and the '参照' (Reference) button (4).

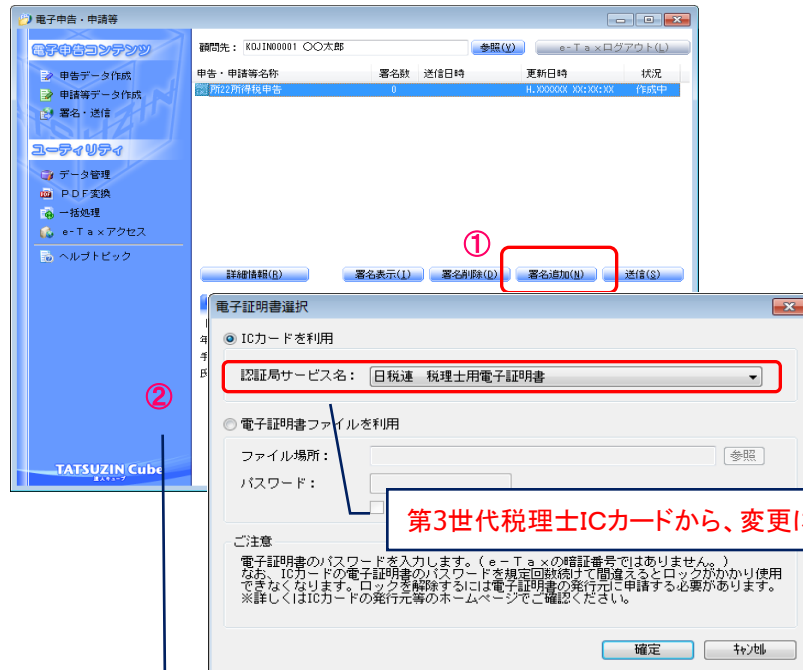
① 電子申告データ変換後、「基本情報」を開く。
② 「個人情報」欄をクリックする。
③ 市区町村コード(5桁)が入力されていることを確認する。
④ [参照]ボタンで選択する。

※電子申告されたデータは、地方公共団体(地方税)へ回付されます。

②署名送信(個別署名)

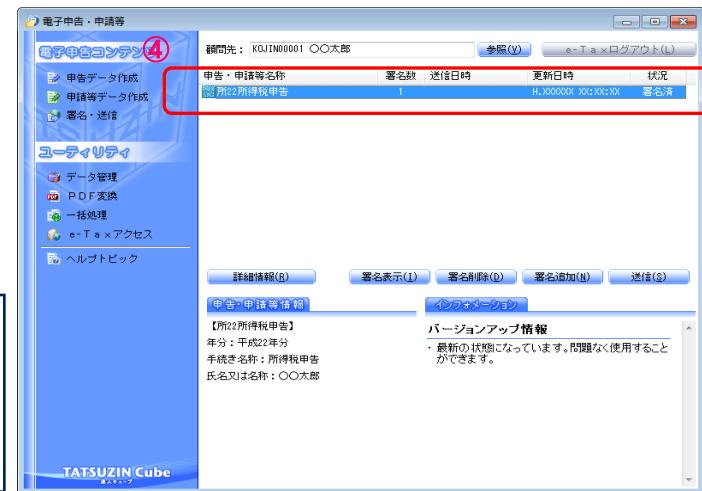
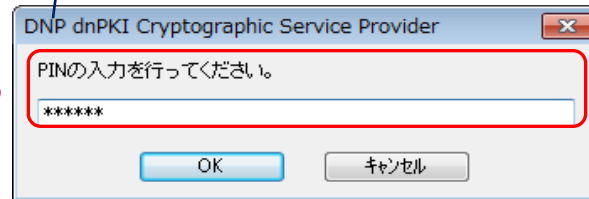
■ 所得税申告は、税理士の代理署名のみで申告できる。

- ③ アクセスパスワードは、税理士ICカードに登録されたものを入力する。
- ④ 電子申告データファイルに「署名数」がカウントされる。



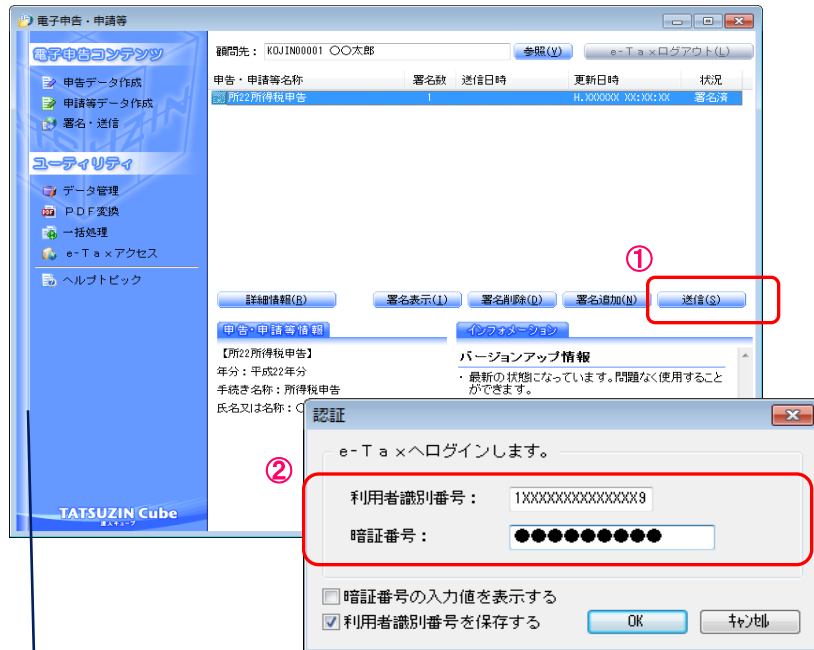
第3世代税理士ICカードから、変更になっている。

- ① 電子申告画面で、「署名追加」を指定する。
- ② 税理士ICカードをリーダーライタにセットし、認証局は「日税連 税理士用電子証明書」を指定する。

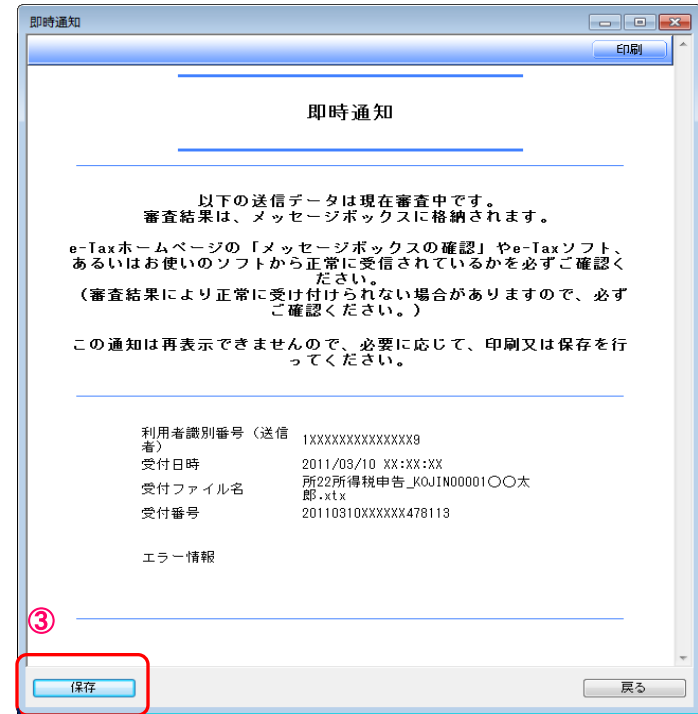


②署名送信(個別送信)

■所得税申告は、税理士の代理署名のみで申告できる。



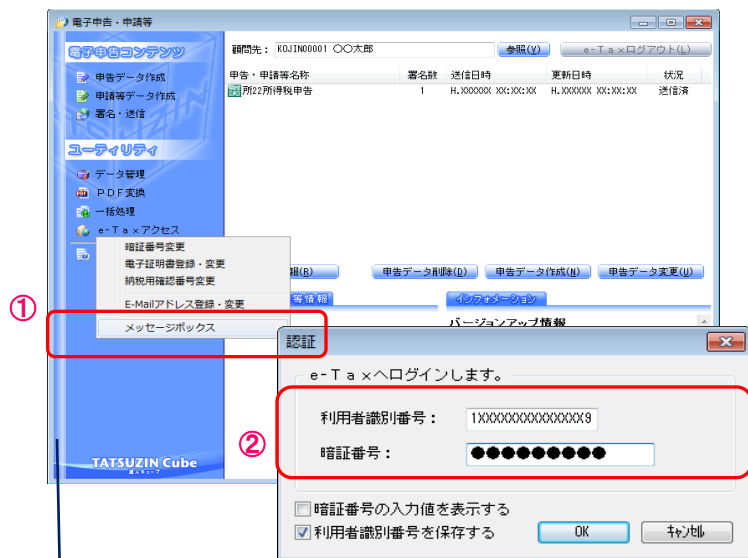
- ①電子申告画面で、「送信」を指定する。
- ②e-Taxへのログインは、税理士権限で行う。
 - ・利用者識別番号: 税理士
 - ・暗証番号: 上記に付与したもの



- ③送信後、すぐに「即時通知」が表示されるので、確認及び保存を行う。
※保存しないで「戻る」とデータが消滅します。

③メッセージボックスの確認(個別)

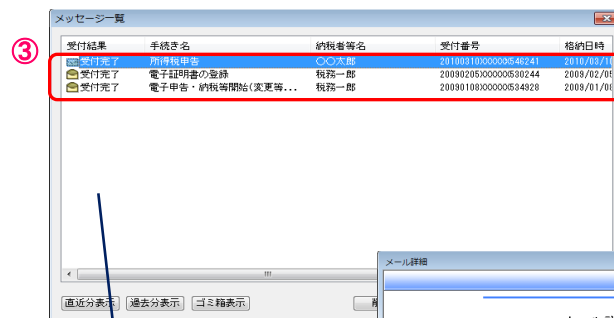
■代理申告したデータは、税理士用メッセージボックスで確認できる。



①電子申告画面で、「e-Taxアクセス」「メッセージボックス」を指定する。

②e-Taxへのログインは、税理士権限で行う。

- ・利用者識別番号: 税理士
- ・暗証番号: 上記に付与したもの



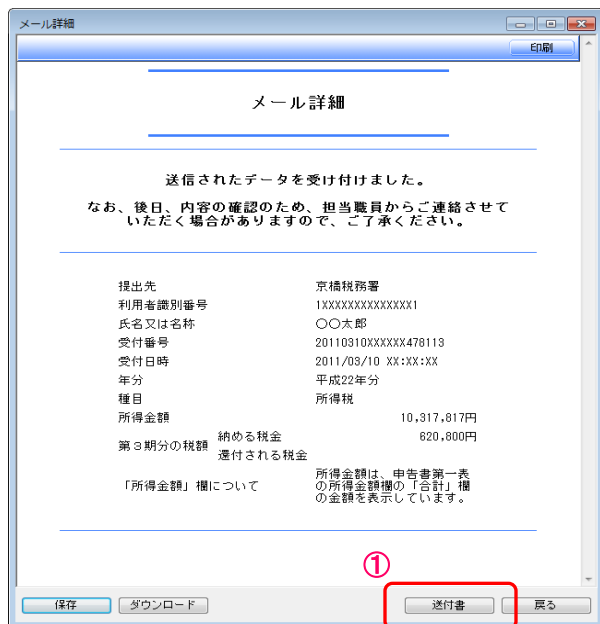
③メッセージ一覧が表示されるので、対象の顧問先を選択し「詳細表示」を行う。

④受信通知(メール詳細)及び送付書の確認、印刷及び保存ができる。

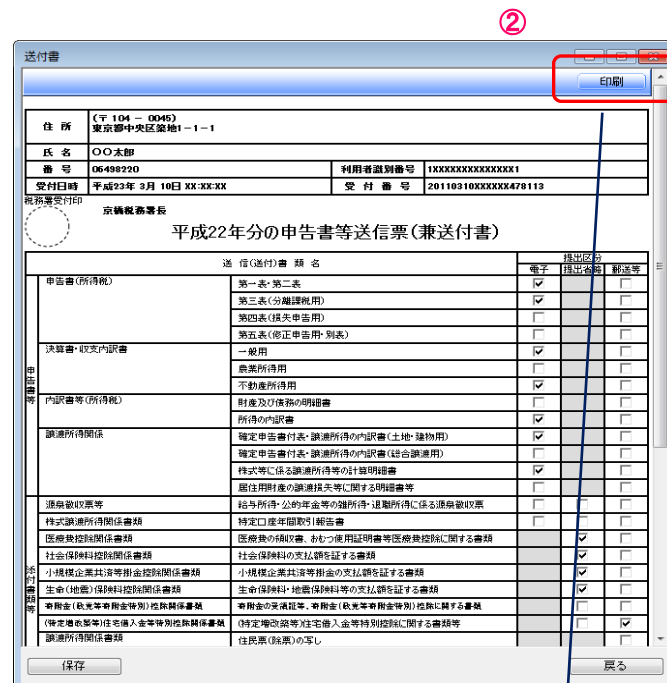
※メッセージボックスの保管期間は、約5年です。

④「送付書」の処理【補足】

■ 郵送等の書類がある場合は、「送付書」を取得して添付する



①メール詳細を表示し、「送付書」をクリックする。



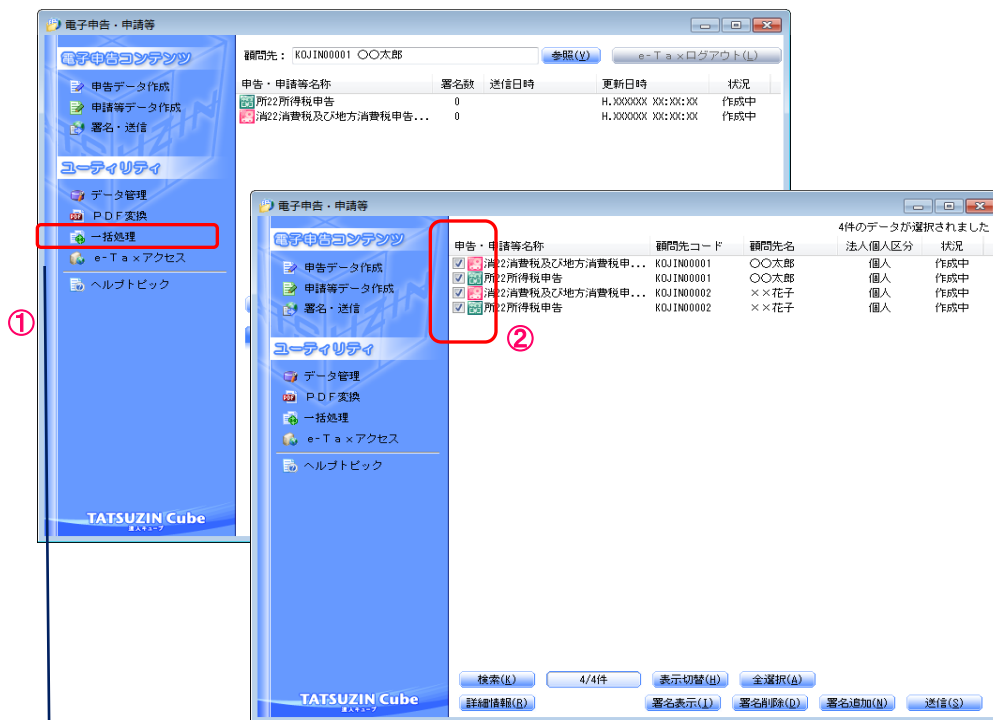
②「送付書」を印刷し、添付書類(郵送)を合わせて送付する。

⑤一括処理(一括署名)

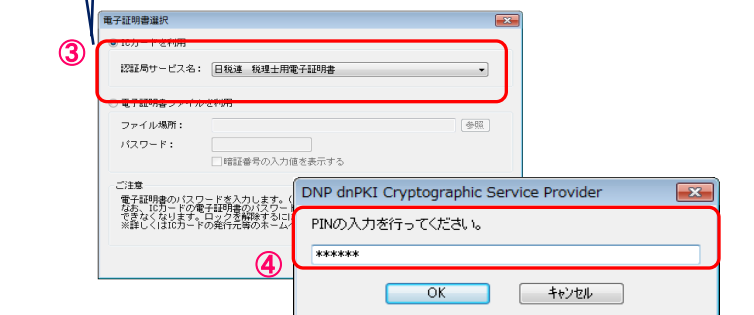
■税理士権限で署名する場合は、一括処理が便利です。

第3世代税理士ICカードから、変更になっている。

- ③税理士ICカードをリーダライタにセットし、認証局は「日税連 税理士用電子証明書」を指定する。
- ④アクセスパスワードは、税理士ICカードに登録されたものを入力する。
- ⑤電子申告データファイルの全てに「署名数」がカウントされる。



- ①電子申告画面で、「一括処理」を指定する。
- ②一括処理画面で、「全選択」をクリックする。
→「送信」を指定する。



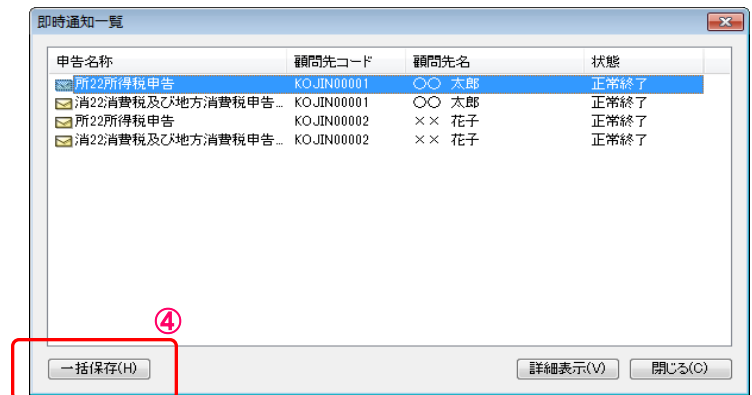
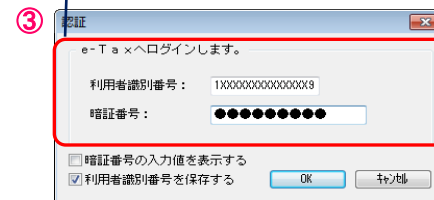
⑤一括処理（一括送信）

■ 税理士権限で送信する場合は、一括処理が便利です。



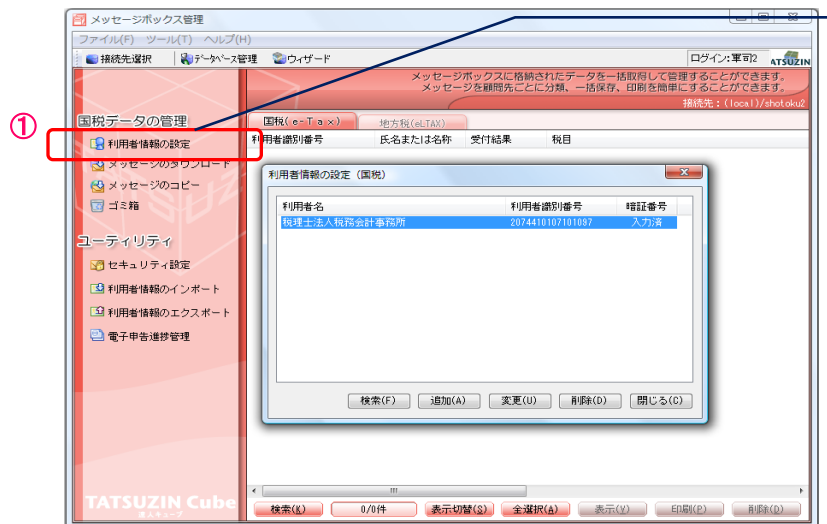
- ① 電子申告画面で、「一括処理」を指定する。
- ② 一括処理画面で、「全選択」をクリックする。
→「署名追加」を指定する。

- ③ e-Taxへのログインは、税理士権限で行う。
 - ・利用者識別番号: 税理士
 - ・暗証番号: 上記に付与したもの
- ④ 送信後、すぐに「即時通知一覧」が表示されるので、確認及び一括保存を行う。
※保存しないで「戻る」とデータが消滅します。

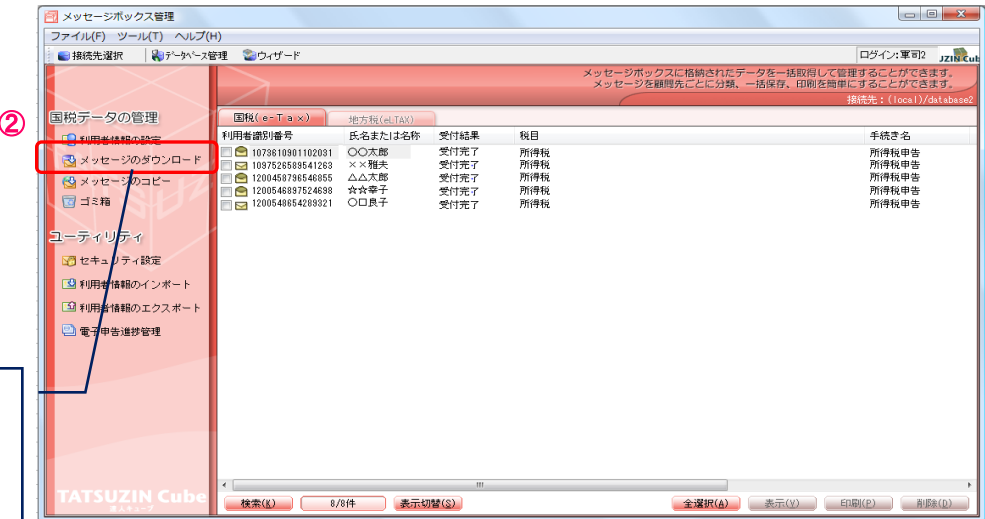


⑥メッセージボックスの確認(メッセージボックス管理の活用による一括処理)【有料サービス】

■ 税理士用メッセージボックスのデータを一括取得できる。



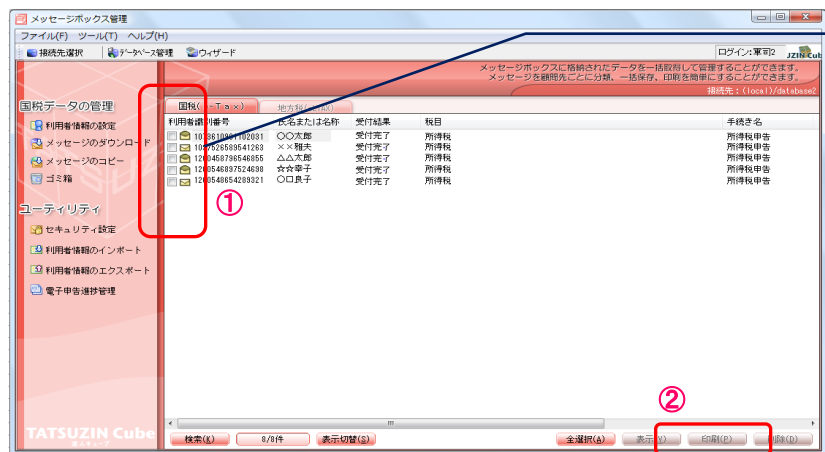
① 利用者情報の設定に税理士の「利用者識別番号」「暗証番号」を登録します。
 ※税理士用にデータベースを作成するとよいでしょう。



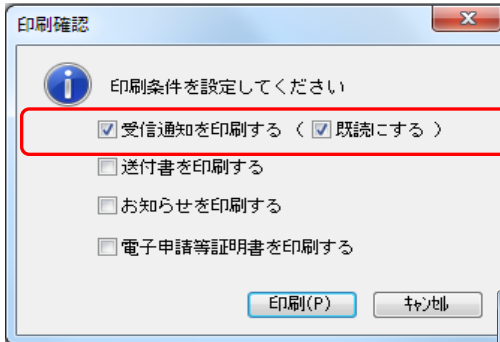
② 「メッセージのダウンロード」を行うと税理士用メッセージボックスにある全てのデータを取得できます。
 ※「全選択」→「印刷」で一括印刷が可能です。
 ※この処理を行うことで、e-Taxセンタにある全てのデータを事務所内に保管したことになります。

⑥メッセージボックスの確認(メッセージボックス管理の活用による一括処理)【有料サービス】

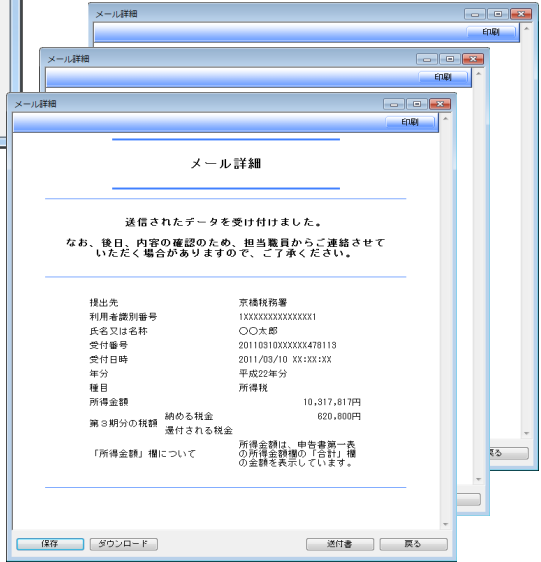
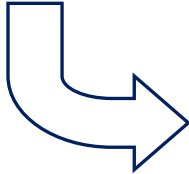
■取得したデータのうちメール詳細のみを一括印刷できる。



①取得したデータのうち、一括印刷するデータを指定します。
※[全選択]ボタンを活用します。

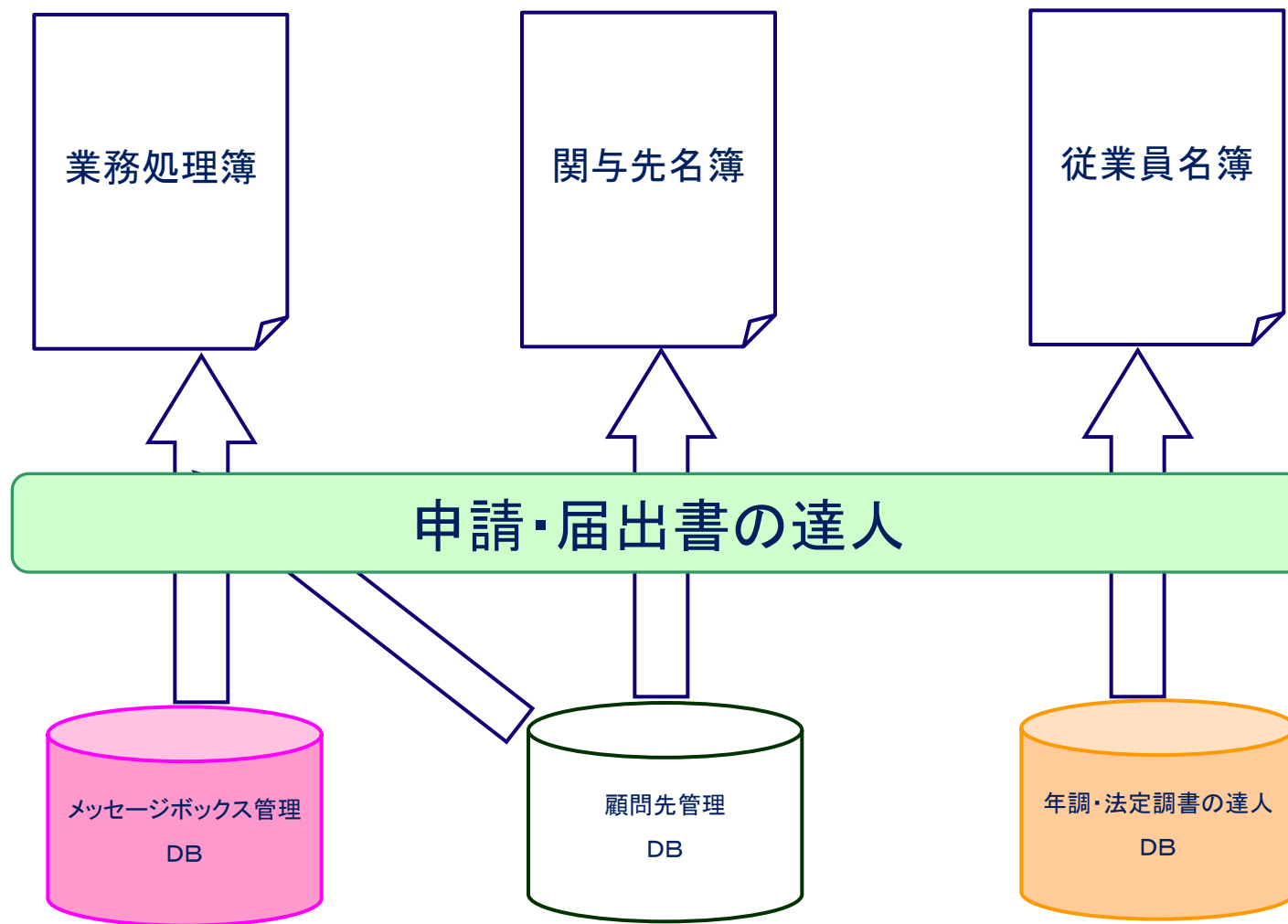


②[印刷]ボタンを押すと、「印刷確認」が開きますので、「受信通知を印刷する」をチェックし「印刷」します。
※受信通知のみが一括して印刷されます。



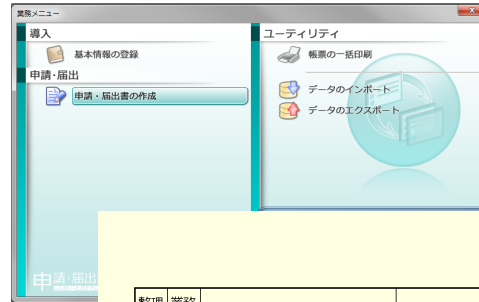
6. 業務処理簿の対応(申請・届出書の達人)

様々なDBを統合し、業務処理簿等の作成をサポートします。



① 業務処理簿の作成

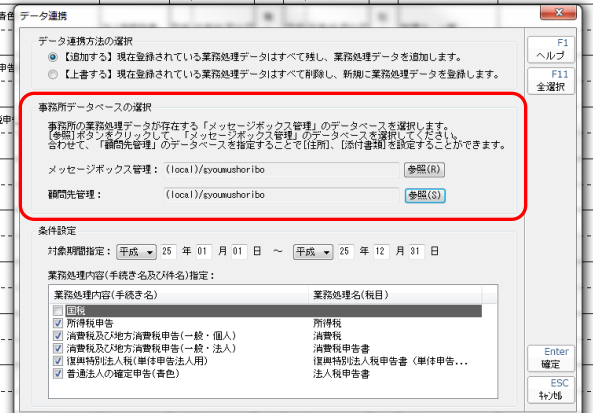
達人Cube「顧問先管理」で顧問先情報の整理



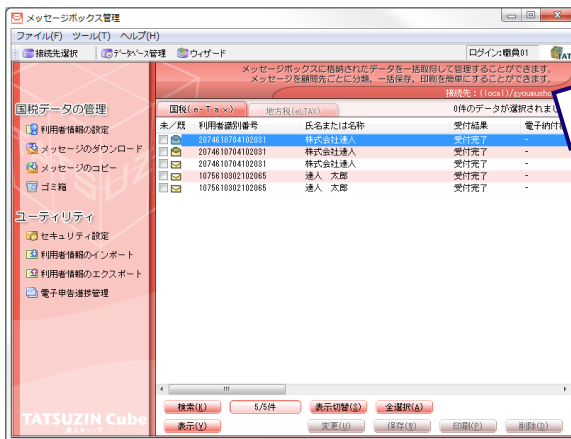
税理士業務処理簿

自:平成25年1月1日
至:平成25年12月31日
税理士名又は税理士法人名:税務一部会計事務所 税務一部
事務所所在地:東京都千代田区一ツ橋1-1-1

整理番号	業務区分	委嘱者(住所・氏名)	業務処理状況		添付書面	税務代理権限 証書提出日	担当税理士 区分 氏名	備考
			内容	処理及び年月日				
1	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 達人 太郎	所得税申告	所得税	平成25年08月10日	平成25年08月10日	社 補 税理士 一部	
2	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 達人 太郎	消費税及び地方消費税申告(一般・個人)	消費税	平成25年08月10日	平成25年08月10日	社 補 税理士 一部	
3	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-2 株式会社達人	普通法人の確定申告(青色 データ連携)					
4	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-2 株式会社達人	復興特別法人税(単体申告)					
1	1号 2号 3号	東京都千代田区一ツ橋1-1-2 株式会社達人	消費税及び地方消費税申告					



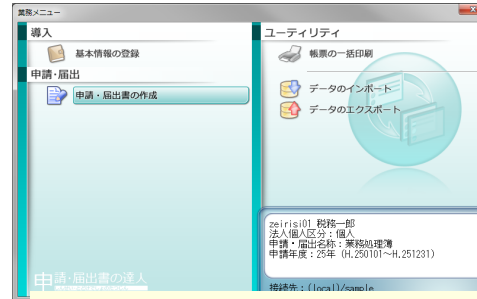
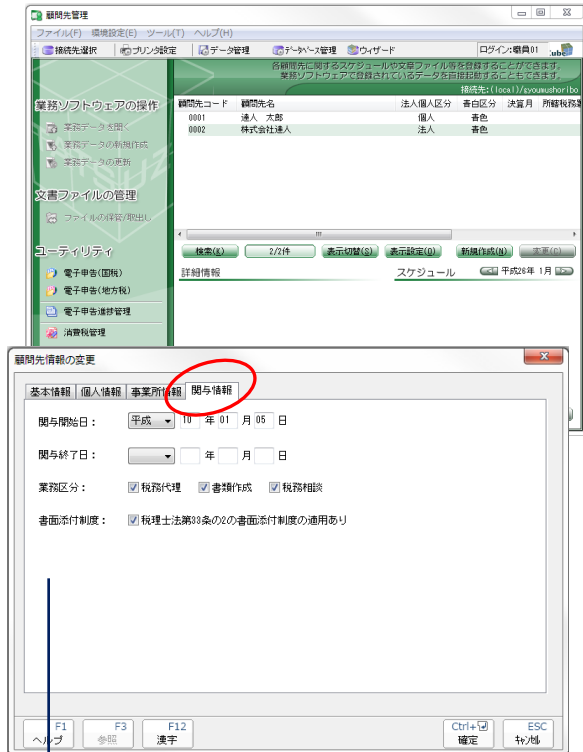
達人Cube「メッセージボックス管理」(有償)で電子申告完了後のデータをダウンロード



※2つのDBを統合し、申告完了情報を業務処理簿に生成
※税務相談等の情報を別途入力

② 関与先名簿の作成

達人Cube「顧問先管理」で顧問先情報の整理



平成25年12月31日 現在

税理士名又は税理士法人名: 税務一部会計事務所 税務一部
 事務所所在地: 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 印
 ※関与先件数 2件 (内 法人 1件 個人 1件)

氏名又は名称	納税地	所轄署	関与開始年月日	備考
達人 太郎	東京都千代田区一ツ橋1-1-1		平成10年01月05日	
株式会社達人	東京都千代田区一ツ橋1-1-2		平成12年05月01日	
			年 月 日	

データ連携

データ連携方法の選択

- 【追加する】 現在登録されている関与先データはすべて残し、関与先データを追加します。
- 【上書きする】 現在登録されている関与先データはすべて削除し、新報に関与先データを登録します。

事務所データベースの選択

事務所の関与先データが存在する「顧問先管理」のデータベースを選択します。
 [参照] ボタンをクリックして、「顧問先管理」のデータベースを選択してください。

接続先: (local)/gyoumushoribo 参照(R)

条件設定

作成日指定: 平成 25 年 12 月 31 日

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC 転地

※顧問先管理「関与情報」タブを整理する。

③ 従業員名簿の作成

The screenshot shows the '業務メニュー' (Business Menu) with '社員の登録' (Employee Registration) highlighted. Below it is a '社員の編集' (Edit Employee) form with fields for name, address, and other details. To the right is the '従業員名簿' (Employee Register) table, and below that is a 'データ連携' (Data Link) dialog box.

氏名	住所	性別	生年月日	税理士登録区分	税理士登録番号	採用年月日	業務の内容
山田 太郎	〇〇区〇〇橋1-2-3	男性	昭和23年02月01日			平成01年04月01日	-----
田中 一郎	東京都武蔵野市〇〇2-4-6	男性	昭和55年11月15日			平成14年04月01日	-----
年調 太郎	〇〇市〇〇3-4-6	男性	昭和34年02月27日			昭和57年04月01日	-----
鈴木 太郎	〇〇区〇〇東4-36-1						
佐藤 二郎	東京都杉並区〇〇3-3-3						
内田 太郎	〇〇市〇〇町3-1-6						
事務 花子	〇〇市〇〇本町3-1-1						
築地 太郎	〇〇市〇〇北2-5-8						

※従業員の情報等は有効活用する。

①電子申告進捗管理【有料サービス】

■電子申告データ作成の状況や申告送信情報を顧問先別・申告期別に一覧できます。

①顧問先管理又はメッセージボックス管理から起動します。



②抽出条件を入力します。

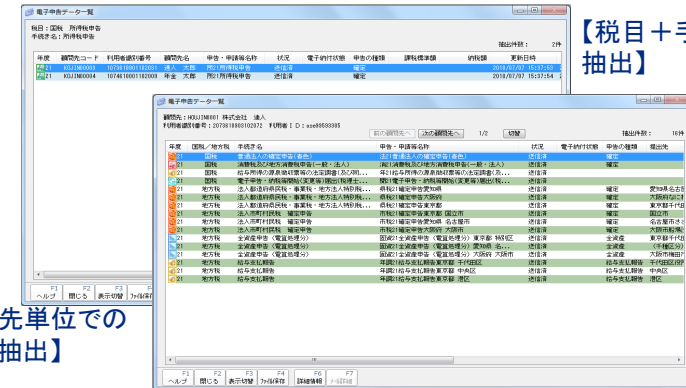
データの抽出にあたって:

[顧問先管理]のみご使用中の場合、電子申告機能での進捗状況を抽出できます。

[メッセージボックス管理]をご契約の場合、申告結果(申告日時、エラー情報等)も同時に抽出可能です。

データの抽出項目:①申告の状況、②申告の種類、③課税標準額、④納税額、⑤更新日時、⑥送信日時、⑦受付日時、⑧受付番号

③抽出条件により画面確認ができます。



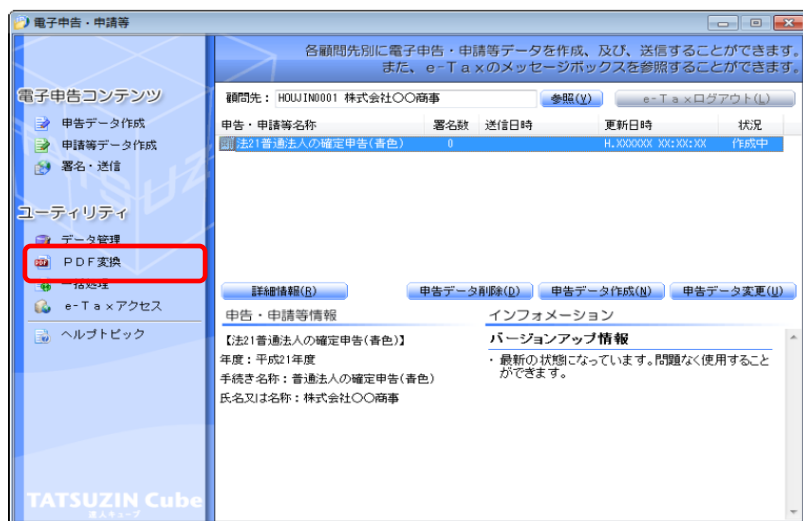
【顧問先単位での抽出】

④EXCELに主力して印刷ができます。

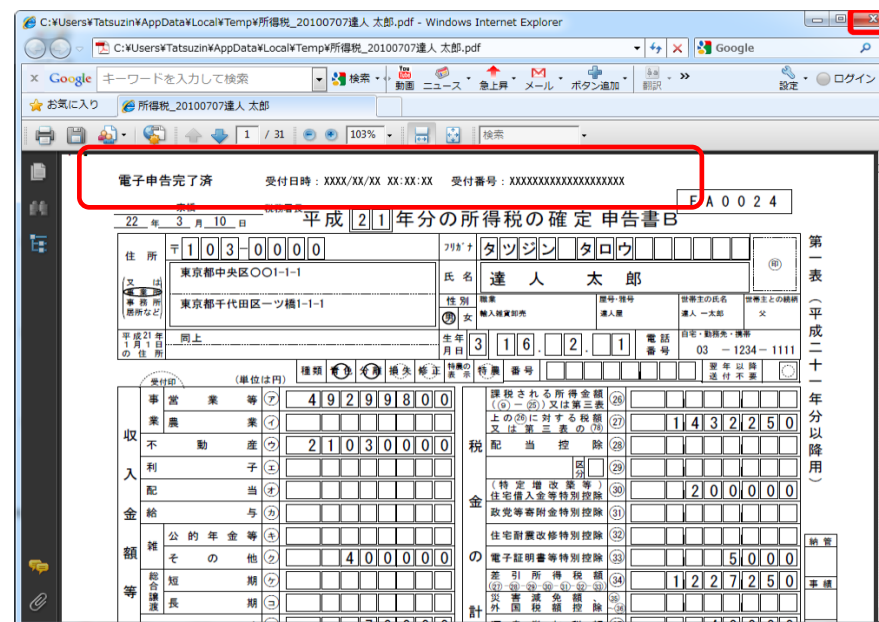


②電子申告PDF出力(有料オプション)

■電子申告済みのデータに、「電子申告完了済、受付日時、受付番号」を印字した申告書を作成・印刷することができます。
電子申告・申請等で「PDF変換」を選択します。

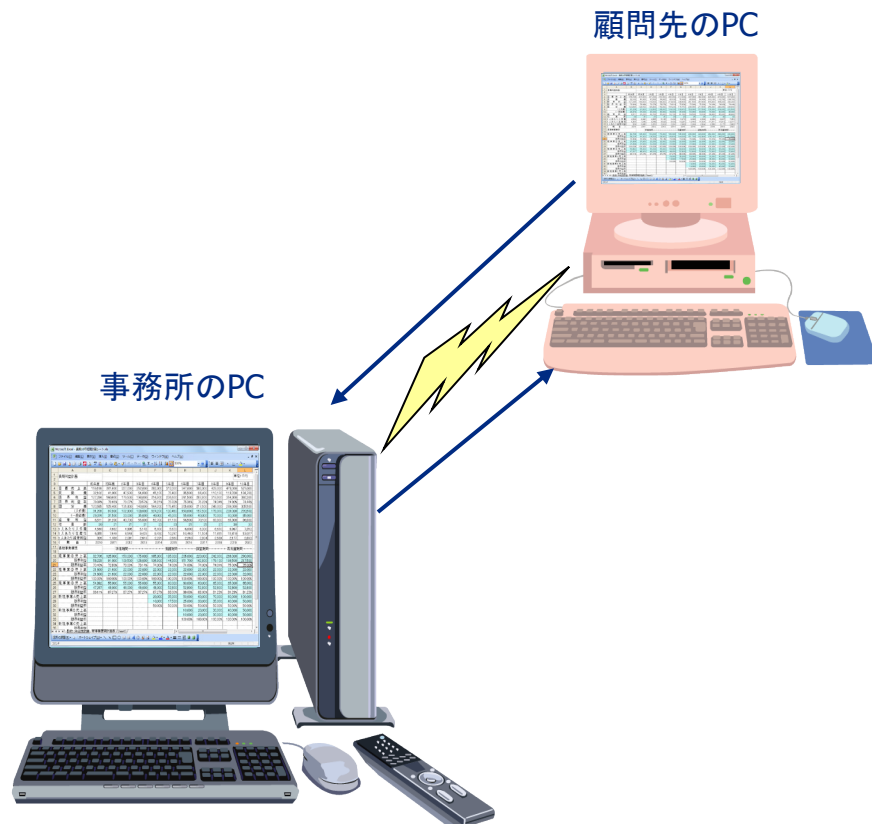


ご注意: 申告書欄外表示を行うには、「メッセージボックス管理(有料オプション)」のご契約が必要です。



③ 顧問先サポート(有料オプション)

■ 事務所に居ながらにして顧問先のパソコンを閲覧、操作できます。



④ 事務所PC遠隔操作(有料オプション)

■ 事務所のパソコンを出先からモバイルPCを使って操作できます。



セキュリティ対策の一環として、貴重な顧問先のデータも持ち出さなければ、紛失しない。PC盗難も安心

【活用例】

- 1) 自計化した顧問先のフォロー
- 2) 達人CubeMiniのフォロー(ダイレクト納税)
- 3) デモ機能による月次監査と経営指導

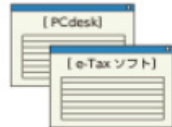
【特長】

- 1) インターネットを介してどこからでも接続可能
- 2) 接続後は事務所のPCの全ての操作が可能
- 3) 持ち出しPCは、ブラウザが開けばOK

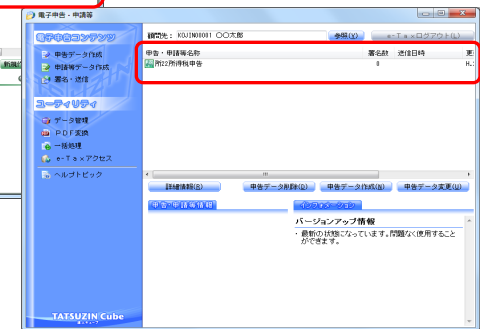
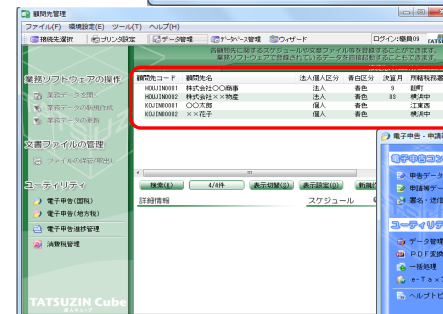
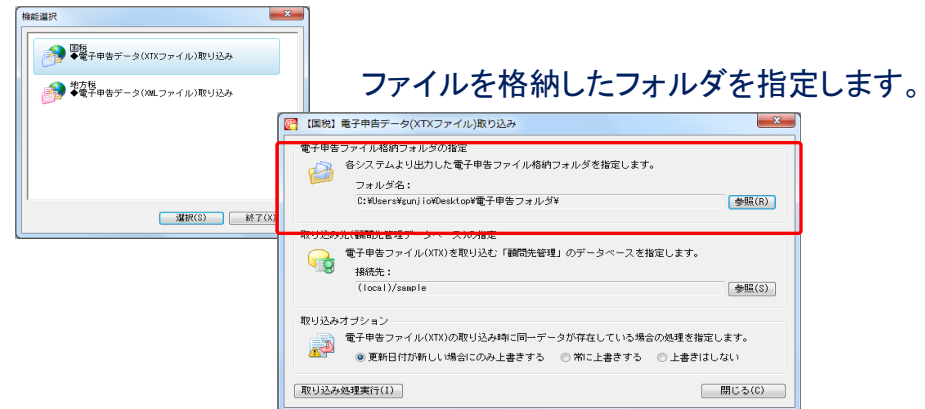
⑤電子申告連携(有料オプション)

■達人以外のソフトで作成した電子申告データを一括で取込み、達人Cubeで署名・送信作業が可能となります。

e-Taxソフトや確定申告コーナー、PCdeskなどから簡単操作で取り込みが可能



電子申告連携では、達人以外のソフトで作成した、国税電子申告データ(xtx)、地方税電子申告データ(xml)のいずれも取込めます。



電子申告データが達人Cubeに格納されます。

以降は、一括署名・一括送信が可能となります。

① サービス利用時間

■ e-Taxの利用可能時間

○平成25年7月31日(水)まで

・月曜日～金曜日(祝日等及び以下の期間を除く)

8時30分～21時

・平成25年5月28日(火)～31日(金)

8時30分～22時30分

○平成25年8月1日(木)以降

・月曜日～金曜日(祝日等及び年末年始(12月29日～1月3日)並びに以下の期間を除く)

8時30分～24時

・確定申告期(1月第3週月曜日～所得税確定申告期限)

24時間

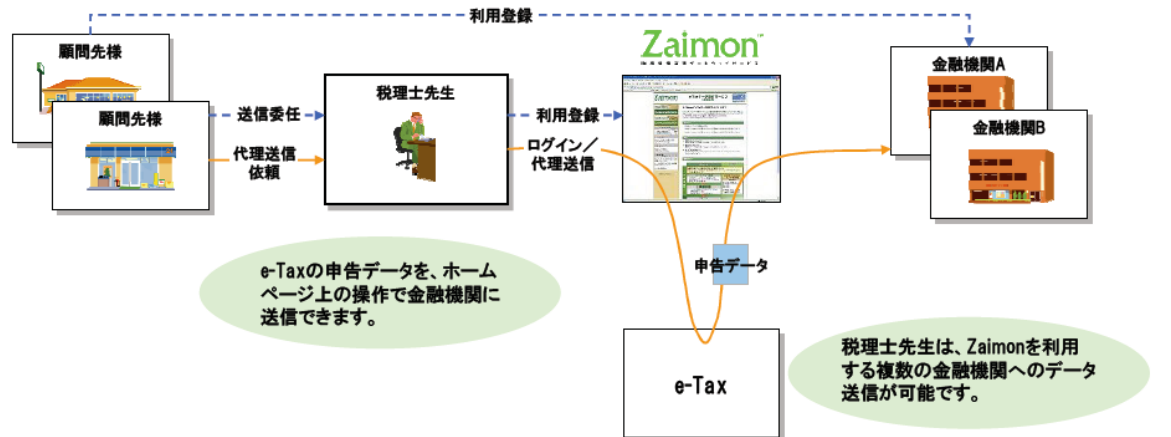
■ eLTAXの利用可能時間

1) 月曜日～金曜日 8時30分～21時

②Zaimon

電子申告済みデータを送信するだけで、金利優遇サービスが受けられます。(一部金融機関)

Zaimonのしくみ(税理士用)



達人Cube[Zaimonリンク]から概要詳細の確認、登録が可能
利用者識別番号のみの登録です。

[対応金融機関]

- 1.三井住友銀行 ⇒Web申告データ受付サービス
- 2.みずほ銀行 ⇒e-Taxデータ受付サービス
- 3.足利銀行 ⇒あしぎんe-Taxデータ受付サービス
- 4.西日本シティ銀行 ⇒NCB e-Tax申告データ受付サービス
- 5.岡崎信用金庫 ⇒e-Taxデータ受付サービス
- 6.日本政策金融公庫

※登録・利用料は「無料」、[利用登録]を行ってください。

平成 年 月 日

税理士又は税理士法人
氏名又は名称 _____ 殿

依頼者
氏名又は名称 _____

Zaimon™ e-Tax データ受付サービスに係る税務申告データ送信の委任状

私は、本日より、Zaimon™ e-Tax データ受付サービスを利用した金融機関への税務申告データ(国税電子申告・納税システムを利用して申告したデータに限る)送信を代理することを貴殿に依頼します。

記

一 送信代理を依頼する対象金融機関



NTT DATA

Global IT Innovator